

法務委員会 議 録 第二十号

平成十六年四月二十七日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 柳本 卓治君

理事 塩崎 恭久君

理事 森岡 正宏君

理事 佐々木秀典君

理事 山内おさむ君

理事 左藤 章君

理事 桜井 郁三君

理事 早川 忠孝君

理事 保利 耕輔君

理事 水野 賢一君

理事 保岡 興治君

理事 山際大志郎君

理事 稲見 哲男君

理事 鎌田さゆり君

理事 小林千代美君

理事 鈴木 克昌君

理事 中井 治君

理事 山花 郁夫君

理事 高木美智代君

理事 川上 義博君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動

四月二十七日

辞任 加藤 公一君

河村たかし君

辻 恵君

富田 茂之君

同日

辞任 稲見 哲男君

鈴木 克昌君

山花 郁夫君

高木美智代君

補欠選任

山花 郁夫君

鈴木 克昌君

稲見 哲男君

高木美智代君

補欠選任

辻 恵君

河村たかし君

加藤 公一君

富田 茂之君

四月二十七日

人権侵害救済に関する法律の早期成立に関する意見書(福岡県香春町議会(第三九四九号))

人権侵害の救済に関する法律の早期制定に関する意見書(福岡県赤村議会(第三九五〇号))

配偶者からの暴力の防止に関する法の改正に関する意見書(北海道滝川市議会(第三九五一号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(東京都議会(第三九五二号))

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に関する意見書(京都府議会(第三九五三号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書(京都府議会(第三九五四号))

配偶者からの暴力の防止に関する法の改正に関する意見書(京都府京田辺市議会(第三九五五号))

犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書(大阪市議会(第三九五六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

総合法律支援法案(内閣提出第六九号)

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○柳本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、総合法律支援法案を議題といたします。

本案につきましては、去る二十三日質疑を終了いたしております。

この際、本案に対し、塩崎恭久君外八名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。泉房穂君。

総合法律支援法案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

○泉(房)委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、総合法律支援の実施及び体制の確保について、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供に当たり、高齢者及び障害者に特段の配慮が必要であることを踏まえ、連携の確保強化を図る対象として、「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を加えるものであります。

第二は、支援センターの審査委員会及び法律事務取扱規程について、規定の趣旨を一層明確化するため、「当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置」について記載された「懲戒を含む。」との文言を削るものであります。

第三は、支援センターの業務の範囲について、特に被害者等に対する適切な弁護士によるサービスの提供等が重要であることを踏まえ、被害者等の援助に関する情報提供等の業務につき、「この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。」との文言を加えるとともに、連携の確保強化の業務につき、この対象として、「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を加えるものであります。

第四は、支援センターの義務等について、「支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。」との条項を加えるものであります。

以上が本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○柳本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○柳本委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、総合法律支援法案及びこれに対する修正案について採決をいたします。

まず、塩崎恭久君外八名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○柳本委員長 起立総員。よって、本修正案は可

法務大臣 野沢 大三君
法務副大臣 実川 幸夫君
法務大臣政務官 中野 清君
最高裁判所事務総局総務局長 中山 隆夫君
政府参考人 (司法制度改革推進本部事務局次長) 山崎 潮君
政府参考人 (司法制度改革推進本部事務局次長) 松川 忠晴君
政府参考人 (法務省民事局長) 房村 精一君

決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○柳本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、塩崎恭久君外八名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。塩崎恭久君。

○塩崎委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

総合法律支援法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 日本司法支援センターが国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適正に対応することができ、十全の財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること。
二 日本司法支援センターが行う業務等に関しては、国民の法的ニーズに応えられるよう常に見直しを行うこと。
三 日本司法支援センターが、「弁護士、弁護士法人及び司法書士その他の隣接法律専門職者」の司法過疎を解消するための対策を積極的に進め、また、利用者の利便性を考慮した業務運営ができるよう配慮すること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

塩崎恭久君外八名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野沢法務大臣。

○野沢国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○柳本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柳本委員長 次に、内閣提出、行政事件訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○野沢国務大臣 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の行政事件訴訟法は、昭和三十七年に制定されたものでありますが、近年においては、行政需要の増大と行政作用の多様化に伴い、行政による国民の利益調整が一層複雑多様化するなどの変化が生じており、このような中で、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る必要性が

指摘されております。

この法律案は、このような近年における変化に対応し、行政事件訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、わかりやすくするための仕組みを整備し、さらに本案判決前における仮の救済の制度の整備を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、行政事件訴訟による国民の権利利益の救済範囲の拡大を図ることとしております。まず、取り消し訴訟の原告適格についての適切な判断が担保されるようにするため、処分または裁決の相手方以外の第三者について原告適格の要件である法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分または裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとするなどの事項を定めることとしております。また、救済方法を拡充するため、抗告訴訟の新たな訴訟類型として、義務づけの訴え及び差し止めの訴えを定め、これらの訴えについてその要件等を規定することとしております。さらに、当事者訴訟としての確認訴訟の活用を図るため、当事者訴訟の定義の中に、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を例示として加えることとしております。

第二に、審理の充実及び促進を図るため、新たに、裁判所が、釈明処分として、行政庁に対し、裁決の記録または処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができる制度を設けることとしております。

第三に、行政事件訴訟をより利用しやすく、わかりやすくするための仕組みを整備することとしております。具体的には、まず、抗告訴訟の被告適格者を行政庁から行政庁が所属する国または公共団体に改め、被告適格の簡明化を図ることとし

ております。また、国を被告とする抗告訴訟について、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起することができることとして管轄裁判所を拡大するとともに、取り消し訴訟について、処分または裁決があったことを知った日から三ヶ月の出訴期間を六ヶ月に延長することとしております。さらに、取り消し訴訟を提起することができる処分または裁決をする場合には、当該処分または裁決に係る取り消し訴訟の出訴期間等を書面で教示しなければならないものとしております。

第四に、本案判決前における仮の救済の制度の整備を図ることとしております。まず、執行停止の要件については、損害の性質のみならず、損害の程度並びに処分内容及び性質が適切に考慮されるようにするため、「回復の困難な損害」の要件を「重大な損害」に改めるとともに、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっての考慮事項を定めることとしております。また、新たに、仮の義務づけ及び仮の差し止めの制度を設けることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○柳本委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進本部事務局局長山崎潮君、司法制度改革推進本部事務局次長松川忠晴君及び法務省民事局長房村精一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 次にお諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局中山総務局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水野賢一君。

○水野委員 おはようございます。自由民主党の水野賢一でございます。

ただいま提案理由説明がございました行政事件訴訟法についてお伺いをしたいと思います。

この行政事件訴訟法は、昭和三十七年に制定をされましたので、それ以来の大幅改正、全面改正四十数年ぶりということになるわけでしょうけれども、改正をするということは、つまり、現行法に何らかの改善すべき余地がある、見直すべき余地があるということでしょうし、従来から、この行政事件訴訟法に対しては、訴えるときに使い勝手が悪い、訴えを起こしにくい、そういうような批判というのがあったと思うわけでありまして、そこで、私は最初の質問者ですので、概観的に全体をお伺いしていきたいと思っておりますけれども、まず最初の質問といたしまして、この行政事件訴訟法について、今回、改正案を提出した趣旨は何か、その辺をお伺いしたいと思います。

○奥川副大臣 御指摘のように、昭和三十七年に制定されたわけでありまして、近年におきましては、行政需要の増大と行政作用の多様化に伴いまして、行政によります国民の利益調整が一層複雑多様化するなどの変化が生じております。このような中で、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る必要性が指摘されております。

今回の行政事件訴訟法の改正では、このような近年における変化に対応いたしまして、行政事件訴訟につきましても国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、また、わかりやすくするための仕組みを整備し、さらに、本審判決前におきましても仮の救済の制度の整備を図ることを目的とするものでございます。

○水野委員 行政事件訴訟法というのは、もちろん、関係者にとっては非常になじみのある法律ではあるんではないかと、実は、一般の国民にとつては必ずしもそうではないという面もあるかもしれないと思うわけでありまして、諸外国に比べても、日本の場合、行政訴訟の提訴の数というのが少ないというふうにも言われておりますし、そういう意味では、この法律の目的とか、そういうことを改めて国民に周知徹底する必要があると思うわけですね。行政訴訟の提訴件数が少ないというの、日本の行政が瑕疵がなくて完璧であつて、だからこそ少ないというのであればこれはいいんですけども、必ずしもそういうふうにも言いがたいだろう。

そういう中で、この法律の、行政事件訴訟法の目的は何か、そして、どういうことを規定している法律なのかというのを改めてお伺いしたいと思います。

○房村政府参考人 行政事件訴訟法の目的ということでございますが、これは、行政というものは、公益の実現のために処分その他の公権力の行使などを行うという点において、私人の行為とは相当異なる性質がございます。そういうことから、行政をめぐる紛争をより適切に解決するために、民事訴訟とは異なる扱いをする必要がある場面が相当ございます。

そういうことから、行政事件訴訟に関する基本法としてこの行政事件訴訟法を定めまして、行政事件の類型に依りてそれぞれ適切な定めを行う、例えば、訴訟の当事者となることのできる資格その他の訴訟要件、あるいは裁判所の管轄、出訴期間、証拠調べの方法、執行停止、こういった訴訟

上の各要件、手続等につきまして、行政事件の特質に依じた定め方をしているということでございます。

○水野委員 行政訴訟という場合、一般的に思い浮かべるとすると、典型的なものとしては、行政による許可、例えば、公共事業に対して、では、こういう工事に対しての、許可に對しての取り消しを求めているということもあるでしょうし、はたまた、課税処分に対しての取り消しを求めている、そういうようなことも典型的なものとしてあると思っております。また、我々議員などに関係の深いものとしては、一票の格差をめぐる問題、これも行政訴訟の一つですね。

さまざまな行政訴訟があると思うんですけども、その中でどういう訴訟類型があるのかということをお伺いすると同時に、この行政事件訴訟法がなぜこのような訴訟類型を規定しているのか、それをお聞きたいと思っております。

○房村政府参考人 御指摘のように、行政事件訴訟の類型、幾つかに分かれております。

大きく分けますと、まず、国民の権利または法律上の利益の保護を図る、そういう目的のために認められているものとして、ただいま委員の御指摘になりました処分の取り消し、こういうようなもの、これを一般に、行政庁の公権力の行使に対する不服の訴訟である抗告訴訟とっておりますが、これが一つの類型でございます。

それから、そういう公権力の行使に対する不服の訴訟以外の公法上の法律関係に関する当事者訴訟、これも認められております。

それと、もう一つの別の類型といたしましては、法規に適合しない行為の是正、あるいは行政機関相互間の紛争解決を目的とするものといいたしまして、法規に適合しない行為の是正を求めるものとして民衆訴訟、それから、行政機関相互間の紛争解決を目的とするものとして機関訴訟、合計四つの訴訟類型が定められております。

抗告訴訟につきましては、さらに細かく、取り消し訴訟、それから無効等確認訴訟、それから不

作為の違法確認訴訟というぐあいに、求める裁判の内容に応じた類型がさらに細分化されておりますが、このような訴訟類型を規定いたしましたのは、訴訟を類型化することによりまして、それぞれの訴訟類型ごとに適用される法規、規律等を明確にするためでございます。

○水野委員 今、類型について御説明がございましたけれども、その中の抗告訴訟の中の取り消し訴訟、これがやはり、今までの行政訴訟の中では最も典型的なものであり、また、マスコミなどで大きく扱われたりするようなものもこういうものが多いわけだと思うんです。もちろん、扱われないうようなものでも、たくさんこういうものがあると思うんですけども。

この取り消し訴訟という類型はどのような訴訟なのかということ、また、この訴訟の類型を設けている意義についてお伺いをしたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、現在の行政訴訟の中でやはり中核的な位置を占めておりますのは抗告訴訟、しかもその中の取り消し訴訟でございます。

これは、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為、先ほど例に挙げられました例えば課税処分、こういうものが典型的でございますが、そういう処分その他のものの取り消しを求めるというのが処分の取り消しの訴えでございます。このほか、取り消し訴訟としては、行政庁が行った処分に対してさらに不服を申し立てて審査請求をする、こういうような場合がございしますが、そういう裁判そのものの取り消しを求める裁判の取り消しというものもございします。

このような取り消し訴訟を一つの類型として設けておりますのは、やはり、典型的な公権力の行使に当たる行為である行政処分を取り消すことによつて国民の権利利益の救済を図るということを法律上明確にしているということでございます。

○水野委員 まさにその取り消し訴訟についてでありますけれども、現行法の第三条にはこうあるわけですね。「行政庁の処分その他公権力の行

使「これが取り消し訴訟の対象だというふうにあるわけですけれども、この対象については、広げるべきじゃないかというような考え方もあるわけですね。すなわち、直接的なそういう行政の処分だけではなくて、もしくは計画の段階からとか、はたまた要綱とか行政指導とか、そうしたものに対象を広げていくべきじゃないか、その方が、行政による違法行為があったときその芽を早く摘めるんじゃないか、こういう指摘というのは当然あり得るわけですね。

そこで、改めて、この三条の「行政庁の処分その他公権力の行使」というこの部分についてお伺いをしたいんですが、この「処分その他公権力の行使」とは何であるのか、また、今回の改正によってこの範囲というものはどういうふうに変わるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘の「処分その他公権力の行使」、この意義につきましては、判例によりまして、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」をいう、こういうぐあいにされております。先ほどの課税処分のようなものが典型でございますが、この「処分その他公権力の行使」の意義につきましては、今回の改正によって範囲は変わらないということであろうと思っております。

○水野委員 この取り消し訴訟の原告適格、つまり裁判を起こす資格ということになりますと、現在の行政事件訴訟法の第九条だと、「法律上の利益を有する者」にこの原告適格を限っているわけですね。そうすると、つまり、この部分によって門前払いをされてしまう人が多いんじゃないかというような声というのがよくあるわけでありまして、つまり、実質的な裁判での議論に入る前にまさに門前払いをしてしまつて、これが国民の裁判を受ける権利とか、そういうようなものを阻害しているんじゃないか、もしくは使い勝手が非常に悪いんじゃないかというような議論というのがあ

るわけですけれども、この文言、つまり「法律上の利益を有する者」という文言は、今回の法改正によつても温存されているわけですね。九条の一項だと思つていただけますけれども、この部分は変わらないわけですね。

ですから、この文言について改めて着目をしてみたいと思うんですが、法律上の利益を有する者に限り、取り消し訴訟を提起することができると規定している現行のこの規定の趣旨をお伺いしたいと思います。

○房村政府参考人 先ほども申し上げましたように、取り消し訴訟の制度を設けている趣旨でございますが、これは、違法な処分によりまして権利利益を侵害されている者、それを救済するために違法な処分その他の公権力の行使を取り消す、こういうことでございまして、このような訴訟を起こす利益を有する者というのは、すなわち、そういう取り消し訴訟を提起するに当たつて法律上の利益を有する者であるということになりますし、また、制度の目的がそういうことでございまして、また、これを利用する者はそういう者に限ること、これがこの法律の趣旨でございます。

○水野委員 今回の改正でこの部分が、九条の二項によつて、取り消し訴訟の原告適格の判断について考慮事項を定める、そういうような改正があるわけですね。これは、原告適格を実質広く認めることによつて、そういう意味では、国民が行政訴訟というものを受けやすくしていく、また、門前払いというような形でそれを減らしていく、そういうようなねらいがあると思うわけですが、これも、この考慮事項を定めるという今回の改正の趣旨、この辺をお伺いしたいと思います。

○奥川副大臣 考慮事項を定める今回の改正の趣旨というところでございまして、個々の具体的な事案におきましては、法律上の利益の有無につきまして、当該処分の根拠法令の文言のみによつてはなくて、根拠法令の趣旨及び目的並びに当該処分におきまして考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮することとしております。

また、根拠法令の趣旨及び目的を考慮するに当たりましては、これと目的を共通にします関係法令の趣旨及び目的をも参照し、また、当該処分におきまして考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するに当たりましては、当該処分が当該法令に違反した場合には害されることとなる利益の内容及び性質等をも勘案して、適切に判断されることを確保しようとするものでございます。これによりまして、原告適格が実質的に広く認められることになるものと考えております。

○水野委員 この法案では、新たに義務づけ訴訟とか差しとめ訴訟についても法定をしているわけですね。今まで、行政訴訟という取り消し訴訟中心だったんじゃないかというふうに、先ほどの話もありましたけれども、抗告訴訟の中の取り消し訴訟というのがとりわけ中心だったというふうにも思われるわけですが、義務づけ訴訟とか差しとめ訴訟というののも一定の場合には可能だというふうに明文化をされた、これは、原告を救済するという点で私は非常に意義深いのではないかとこのように思います。

従来、これは今回は非常に明文化をされたわけですが、従来、法律の中の、現行法の訴訟類型の中では、義務づけの訴えとか差しとめ訴えというのは認められなかったのか、それとも、認められていたんだけれども、非常に解釈などでの難しさがあったからその点で明文化をするようにしたのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、現行法におきましては、抗告訴訟の類型といたしましては、処分の取り消し、それから無効等確認の訴え、それと不作為の違法確認の訴えということで、義務づけ訴訟あるいは差しとめ訴訟を明文では規定しておりません。

ただ、抗告訴訟は必ずしも法定されている三種に限定されず、解釈上、義務づけの訴えや差しとめ訴えも一定の要件のもとで認められると考えられてきておりました。ただ、その要件が必ずし

も明確でないというふうなことから、これらの義務づけあるいは差しとめ訴えは、必ずしも活用されてきたとは言えない状況にあったものと考えられます。

そういうことから、今回このような改正になったのではないかと、こう思っております。

○水野委員 これは通告になつて申しわけないんですが、現行法でも、解釈の中では義務づけもしくは差しとめ訴えはあり得るというふうな、ただ、余り、まさに明文化されていないからこゝ活用されてきていないというのがあると思うんですが、これまでに実際にそういうことが行われた例というのは、判決において認められた例というのはどんなのがありますでしょうか。

○房村政府参考人 義務づけ訴訟が争われたものとしては、これは、船員保険の遺族年金の支給に関して義務づけが主張されたというふうなものがございますし、それからもう一つ、建物の除却命令等の請求事件という、除却命令を求める形で義務づけ訴訟というふうなものもございまして、そのほか幾つかございまして、数としては余り多くはないわけでございます。

○水野委員 その点は、まさに義務づけの訴えとか差しとめ訴えというのを新しく法律で明文化するということは非常に前進だということふうにも思つては、まさにその部分も大いに活用し得るのではないかとこのように思いますけれども、このことを新たに訴訟類型として法律に定めたとしたことによつてどういうメリットがあるのか、具体的なケースなどを含めてお答えいただけますか。

○房村政府参考人 義務づけの訴えといたしましては、典型例といたしましては、例えば社会保障給付を求めるあるいは福祉施設への入所を求める、こういうような申請が拒否された場合でございます。それから、もう一つの類型としては、例えば公害防止などのための行政の規制監督権限、これの発動としての是正措置の処分をすべきであ

るのに、それがされないような場合。こういうときに、例えば給付あるいは施設への入所を義務づけの訴えとして求める、あるいはこういう規制監督権限の行使をせよというものを義務づけ訴訟として求める、こういうようなことが考えられるわけでごさいます。

このような場合について、一定の要件のもとで行政庁が一定の処分をすべきことを義務づけるという救済方法を今回の新たな訴訟類型として定めたことによりまして、まさに、今申し上げたような訴訟が可能になることによって、国民の権利利益のより実効的な救済が可能になると考えられます。

また、差しとめの例といたしましては、例えば行政の規制監督権限に基づく制裁処分が公表されると名譽や信用に重大な損害を生ずるおそれがある場合、このような場合にその処分の差しとめを求めるということも考えられます。このような場合、事後的に取り消し訴訟を提起しても十分な救済が得られない場合があり得ますので、そういうときに、この新たな救済方法としての差しとめの訴えが認められるということによってその救済が図られるということが考えられます。

○水野委員 それによって原告が救済される可能性という、その道が広まるということは非常にいいことだと思いますし、まさにこの部分が生かされるということが大切だと思ふんですけれども、この法案では、まさに今の義務づけ訴訟また差しとめ訴訟が抗告訴訟の類型として規定をされているわけですね。これらの訴えが抗告訴訟というふうになされるのはどういう理由によるものなのか、そこはどうでしょう。

○房村政府参考人 義務づけの訴えは、行政庁が一定の処分または裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟と考えられているわけでごさいます。この行政庁がなすべき処分あるいは裁決というのは、まさに行政の公権力の行使に当たる行為でございます。公権力の行使をめぐる訴訟類型としては現在抗告訴訟があるわけですので、やは

り今回新たに設けます義務づけ訴訟は、この行政の公権力の行使に関する不服の訴訟という抗告訴訟の類型に入ることでごさいます。

また、差しとめの訴えにつきましても、行政庁が一定の処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟ですが、この対象となる処分または裁決は行政の公権力の行使に当たる行為にほかならないということで、やはり抗告訴訟の一類型とされているものでございます。

○水野委員 この義務づけ、差しとめの問題というのは、行政と司法の関係というものである意味では大きい影響を与えるわけですね。まさに三権分立、チェック・アンド・バランスという中で、よく言えば、この部分というのが行政のいろいろな問題点に対して司法がチェック機能を十分果たしていくことになるんじゃないか。今までそういうようなチェック機能というのが、行政が走ることはあっても、それに対して司法が余りチェックできていなかったのではないかとというような議論があるわけですから、そういう中で見ると非常に前進をしたということも言えるわけでしょうけれども、一方で、これを懸念する人からすれば、行政に対して司法が過大に介入をしてくるとはな

いかという懸念というの一方ではあるのかもしれない。そういう意味で、いずれにしても、行政と司法の三権分立の観点からするバランスというものに、役割分担という点から見ても、この問題というのは非常に大きいというふうに思ふんですけれども、法案ではこの司法と行政の役割分担の観点ということからしてどういうふうな配慮をしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、漆原委員長代理着席〕
○房村政府参考人 御指摘のように、取り消し訴訟が行政庁が行政処分をした後になってその処分の適否を判断するという性質のものであるのに対して、義務づけの訴えそれから差しとめの訴えは、行政が具体的な処分をすべきことあるいはこれをすべきでないということを裁判所が直接命

ずる裁判を求める訴えということになりますので、その訴えの要件といたしましては、国民の権利利益の実効的な救済の観点からして、御指摘のような司法と行政の役割分担のあり方を踏まえた適切なものとされる必要がございます。

この法案でございますが、これについて見ますと、例えば他人に対する規制権限の行使などの処分を求めるような場合の義務づけの訴えにつきましては、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。」こととされております。

このように要件が定められておりますのは、まさに救済の必要性と、司法と行政の役割分担の観点、こういうものを考慮しつつ適切な結論を得るべく、その要件が定められているものと考えられるわけでごさいます。

○水野委員 この行政事件訴訟法の改正案の中では、確認訴訟を公法上の当事者訴訟の一類型として明示をしたわけですね。そうすると、そもそも論になるかもしれませんが、この公法上の当事者訴訟というのはそもそもどういふような訴訟なのか、お伺いをしたいと思います。

○房村政府参考人 実は、現行法の四条にこの公法上の当事者訴訟の規定がございますが、訴訟類型としては大きく二つございます。

まず最初の一つは、「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの」と、ややわかりにくい条文でございますが、これは具体例をいたしましては、土地収用法での収用裁決で損失補償が決まった場合に、その損失補償の額を争う訴訟、これにつきましては起業者を相手にして訴訟を提起するということが定められております。

これは、土地の収用裁決というのは当然公権力の行使である行政処分にあたりますから、収用裁決そのものを争う場合には、その取り消し訴訟を提起することになるわけでごさいます。ただ、収用

の損失補償の額ということになりますと、基本的には対価としての額が適正であるかどうかという財産上の争いに帰するものですから、それについては、実質的な当事者である土地収用の原因となつた起業者とそれから収用される者との間で直接解決をすることが適切である、こういうことを法律が考えて定めているわけでごさいます。そのような法律が特に定めたものとして当事者訴訟というのが一つございます。これを形式的な当事者訴訟と申しております。

もう一つは、後段にあります「公法上の法律関係に関する訴訟」という、これも当事者訴訟となつておりますが、これは直接的な公権力の行使を取り消し訴訟等で争うのと違ひまして、公法上の法律関係について当事者間でその有無等を争っていくという形の類型でございます。

今回の法案で入っております公法上の法律関係に関する訴訟は、後者の一般的な公法上の当事者訴訟の一類型として確認の訴えを改めて明示したという関係に立ちます。

○水野委員 現行法の中でも抗告訴訟の一類型として処分の無効等確認訴訟が規定をされてはいるわけですね。法案で新しく規定する確認訴訟はこれとはどこがどういふふうな違うのか、この辺はどうですか。

○房村政府参考人 現行法の抗告訴訟の一類型としての処分の無効等確認訴訟というのは、これはまさに行政処分、すなわち公権力の行使に当たる行為についてそれが有効であるか無効であるかという意味での争いをするわけでごさいます。今回新しく規定されております確認訴訟は、公法上の法律関係に関する訴訟としての当事者訴訟の一類型として規定するものでありまして、処分その他の公権力の行使を直接確認の対象としているものではないということで、それぞれ確認の対象の行為の性質が異なるということでごさいます。

○水野委員 現行法でも当事者訴訟としての確認訴訟というのは可能だといふふうに言われているわけですね。具体的な事例でどういふ場合にこの

確認訴訟がこれまで使われてきたのか、その辺はどうですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、公法上の確認訴訟につきましては、現行法のもとにおいても可能であるという解釈がされておりまして、具体例として申し上げますと、薬局の開設を登録制から許可制に改めた薬事法の改正が憲法違反であると主張いたしまして、既に登録を受けている者が改正後でも許可を受けずに引き続き薬局の営業をすることができ、そういうことの確認を求めた訴訟がございます。これにつきましては、公法上の確認訴訟として中身に入った実体的な判断がなされておりまして、

それからもう一つ例を挙げますと、首都高速道路の料金改定が違法であるとして高速道路の通行者が改定された料金の支払い義務がないことの確認を求めた訴え、これにつきましては、公法上の確認訴訟として適法なものであるということ、実体的な判断がなされておりまして、

そのほかもう一つ挙げますと、ごみの収集場所をダストボックスに限定した廃棄物処理計画が無効であるといったしまして、従来の場所でも市がごみを収集する義務があることの確認を求めた訴え、これについても、確認訴訟として適法であるということ、実体的な判断がなされておりまして、

○水野委員 行政訴訟というときに、さまざまな問題が、使い勝手が悪いとかいろいろ言われてはおったわけですが、そういう中の一つの問題点として、行政訴訟に時間がかかり過ぎるという話がありますよね。時間がかり過ぎるという中で、今回の法案の中では、行政側の資料の提出に関して新しく釈明処分の特則を考えていらっしゃると思うんですが、これは民事訴訟法の百五十一条に言うところの釈明処分の特則を定めた、そういうことですね。それで、この釈明処分は具体的にどのような場面で使われるというふうに考えられますでしょうか。

○房村政府参考人 行政事件におきましては、行政庁の専門的、技術的判断あるいは裁量判断、こ

ういうものを争うということが多いわけですが、そのために現在どうしても、適切にそれと判断するための時間がかかっているという指摘もあるわけですね。

そういうことを早期に解決するためには、裁判所ができるだけ早い段階で、どういう争点があり、そのためにどういう証拠調べをするかというような適切な計画を立てる必要がございます。

そのためには、やはり行政庁がその判断の根拠とした資料を早期に出していただく、それに基づいてどういう審理をしたらいいかということ早期に確定していくということが必要になるかと思ひます。

そのために、この釈明処分というものを活用いたしまして、訴訟の比較的早い段階においてこのような資料を出していただく、今後の訴訟運営を適切、迅速に行えるようにすることが今回のこの改正のねらいではないか、こう思っております。

○水野委員 時間がかかり過ぎるということに関して言えば、今までも非常に長い年月争われていたというものが、これによってどのくらい短くなるのか。これは一概に言えないでしようし、ケース・バイ・ケースだというふうにしか言いようがないと思うんですが、どうなんですかね。この辺はちょっと具体的な例などに即して、あり得ますでしょうか。

○房村政府参考人 これは確かに御指摘のように、ケース・バイ・ケースとしか申し上げようがないんですが、ただ、実際に相当複雑な行政事件などを見ても、主張を整理して争点を明確にするために相当時間を要しているものもございまして、そういうような場合には、この釈明処分を活用することによって比較的早く争点が絞られて、結果的に迅速な解決につながるのではないかと、こう思っております。

○水野委員 この迅速化によって、まさに時間がかかり過ぎて、結論は出たけれどももう既に時遅しみたいなことがよく指摘されたりするわけでは

ない、こういうような制度というものが活用されて、もちろんきちとした審理をやっているかなきゃいけないということは、手抜きがあつていいというわけではないわけですね、しかしながら、無用な時間をロスするというようなことを避けることを期待していきたいというふうに思っております。

さて、今回の法改正の一つに、被告適格の改正ということがあるわけですね。これもまさに国民が行政訴訟を利用しやすくなるということの大きい柱だというふうに思っております。訴えられたも、この被告適格が改正されることで、訴える際の、行政訴訟を行う際の訴状には具体的にどういう記載をすればいいことになるのか。この改正によって、従来の場合と、現行法の場合とどういうふうに変ったのか、それは非常に簡便になったということなんではないかと、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○房村政府参考人 これは、今回の改正によりまして一番大きく変わってくるのは被告の表示でございます。従来は、例えば取り消し訴訟であれば、その処分をした行政庁そのものを被告として訴状に表示をしなければならなかった。それが今回の改正によりまして、その行政庁の所属する国または公共団体、これを被告として表示すれば足りるということになります。

したがって、従来ですと、行政庁の判断について、なかなか迷うような場合もあったわけですが、そういうときに、今回のことであれば、その所属する国または公共団体を被告とすればいいということ、比較的迷わずに被告を特定できるということがメリットでございます。

ただ、実際にどういう行政機関が処分をしたのかということについてはやはり訴状に記載していただくという意味で、「行政庁を記載するもの」というぐあいには定められておりますが、この行政庁の記載がなくとも原告には特段の不利益は及ばない、こう解されております。

○水野委員 これまで行政庁を被告としていたの

に対して、今度は国もしくは地方公共団体を被告というふうにすることができるようになったと思ふんですが、今までは、問題として行政庁がどこであるのか、つまり、被告適格について、一般国民からするとわからない。それは当事者の行政側にとつては当たり前のことであつても、国民の側からすれば、そのことに必ずしも、細々としたそういうような、どこが所管してどうのということについて精通しているわけではないでしょうから、このことについて必ずしも詳しくないために被告適格を誤つてしまつて訴えが却下されてしまつた、門前払いになつてしまつたというようなことの中にも中にはあるのではないかと思ひますけれども、そういう事例というのは具体的にございますか。

○房村政府参考人 御指摘のような例は、まさにございます。

例えば、道路の供用開始処分でございますが、これにつきましては市町村が道路の管理者となつておりまして、供用開始処分は道路管理者が行うとされておりますが、一方、道路管理者の権限は地方公共団体の長が行う、こう書いてあるんです。ですから、市が道路管理者ではありますが、その権限そのものは市長が行使をする。こういう場合に、道路の供用開始処分を争うときに、一体、市を被告にすべきなのか市長を被告にすべきなのかというのには私も迷うわけでございますが、これが現実には訴訟になった例がありまして、市長を被告として提起されました無効確認訴訟などにつきまして、被告は市とすべきである、こういうことで却下になった、こういう例がございます。

○水野委員 そういうような例というのは、行政訴訟を行う上においては物すごい形式的な、非常にテクニカルな話で、実体に入れないままに却下をされてしまふ、門前払いをされてしまふというのは、これはやはり本来の行政訴訟のねらうところと全然関係のない話になつていいると思ふわけですね。そういう意味で、この部分が改正を

されるということは、国民にとって使い勝手のいい制度をつくるという意味で非常に大きい前進だと思ふわけですね。

さて、この被告適格についての話なんですけれども、まさに今の話にもあったように、これまで行政庁が被告とされてきたのが、国や公共団体が今度被告になるわけですね。これによって被告側の訴訟に対する対応というのが何かわ変わるのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の改正によりまして、従来、行政庁が被告になっていたのが、その属する国または公共団体が被告になる、このことによりまして、法令の規定によつて国または公共団体を代表する者が訴訟を行うということにはなりません。しかし同時に、その処分行政庁につきましても、当該処分または裁決に係る国または公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有するという規定が今回新たに設けられておりますので、実質的には従来と変わらないことだろうと思ひます。

○水野委員 さて、法案では、裁判の管轄についても改正が加えられておりますね。

これは、訴え出る裁判所が、今まで行政の所在地のところに訴え出なければならなかったのが、行政側の所在地を基準にして定められていたのが、今度は原告側の所在地を基準にできるということになったと思ふわけですね。これは、そういう意味では、行政庁というのは大体は東京にございますので、東京近郊に住んでいる人間にとつては従来でもそんなに大きい差し支えがなかったのかもしれないけれども、それ以外の方々にとつては行政訴訟を非常に提起しにくいという面があったと思ふわけですね。この管轄の変更について、管轄についての改正について現行法とどのように変わるようになるのか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

○房村政府参考人 管轄につきましては、原則として被告の普通裁判所の所在地の裁判所を管轄と

するというのが原則でございますので、御指摘のように、従来の定めでございますと、行政庁の所在地を管轄する裁判所ということになります。

ただ、従来の定めでも、例えば不動産に係る処分でありまして、その不動産所在地の地方裁判所、それから処分に関しまして事案の処理に当たった下級行政機関があるときはその下級行政機関の所在地の地方裁判所ということで、必ずしも行政庁の中央のいわば霞が関だけということではなかったわけでございます。

今回、改正をいたしまして、当然、被告が行政庁から国または地方公共団体になりましたので、その被告の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所へ加わりました。

そのほかに、御指摘のように、原告の普通裁判所を基準といたしまして、原告の普通裁判所を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起することができるようになりました。やや回りくどい規定ぶりですが、これは、例えば青森に住んでいる方が原告になるときに、この普通裁判所を管轄する高等裁判所としては仙台高等裁判所ということになりますので、青森の方が仙台の高等裁判所に訴えを提起できる、こういうことが今回新たに設けられた管轄の規定でございます。

これにつきましては、行政訴訟における裁判所の専門性を確保しつつ訴えを提起する原告の便宜を図るということから、このような改正がされたものと考えられます。

○水野委員 この裁判管轄の特例というのは、国の行政機関の情報公開法についてもこういうような特例というのはあるわけですね。今回の改正案は、この情報公開法の管轄の特例とはどのような違いがあるのか。いかがですか。

○房村政府参考人 お答えの前に、今の答弁で、青森の方が仙台の高等裁判所に申し上げたようにですが、仙台高等裁判所の所在地を管轄する仙台地方裁判所に起こせるということでございますので、申しわけありません、訂正させていただきます。

それから、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律において管轄の特例が定められているという御指摘ですが、そのとおりでございます。さて、今回の改正は、内容的には、この行政機関の保有する情報の公開に関する法律の管轄の特例と同一内容となっております。

○水野委員 今、青森、仙台の例を出されて御説明があったことと重なってしまうかもしれないんですが、管轄の問題については、先ほど大臣の提案理由説明の中でもこういうふうにおっしゃってましたね。「原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起」できる。非常に、一度読んだだけでは何を言っているかわくわからなような表現になっていると思ふんですが、それを、具体例というのを今挙げていただきましたので大分わかりやすかったです。

ということは、これは高等裁判所のあるところの地方裁判所ということなわけです。高等裁判所、全国八カ所です。要するに地方裁判所に訴えられるといつてもどこでもというわけではなくて、全国八カ所の地方裁判所には訴えていい。つまり、青森県にある地方裁判所というわけじゃない、あくまで仙台にある地方裁判所、そういうような理解でいいのか、ちよつとこの辺についてもう一回詳しく教えていただければと思ひます。

○房村政府参考人 御指摘のとおりでございます。行政事件を一審として判断することになりますので、当然、地方裁判所でないといけない。そのときに、例えば東北の仙台高等裁判所の管内のそれぞれの県に所在する方が起こせる地裁としては仙台の地方裁判所、関東地方であれば東京地方裁判所、こういうような全国八つの高等裁判所所在地の地方裁判所にそれぞれの高裁管内の方々は訴えを起こせる、こういうことでございます。

○水野委員 行政訴訟ということになると、極めて専門性が高いという面もあるわけですね。特に、そうすると、裁判所の方が、司法の方が、そ

の専門的なものに対応するだけの知識とかそういうものを本場に持っているのかという議論というののも一方であり得ると思ふわけですね。

例えば、昨年だったですか、高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉の設置の許可というものが無効だというような判決が、これはたしか名古屋高裁の金沢支部だったですか、そんなところであつたと思ふんですが、これは、もちろん核燃料サイクルとか高速増殖炉をどうする、これはいろいろな意見があり得ると思ふので、これはいろいろな意見を、これを進める、反対、いろいろな意見があるにしても、裁判所が、裁判官が、原子炉の設置基準とか安全性というなかなかテクニカルな科学的な問題を、裁判官がそのことについて高度な知識を必ず有しているのか、もしくは、有していないにもかかわらず、そういうような問題に対して極めて甚大な影響を与える判決を下しているのか。これはそういう議論というのは当然あり得ると思ふので、そういうと、やはり、特に行政訴訟の場合は、そういう意味ではテクニカルな専門性というのがあると思ひますので、行政専門部など裁判所の専門的に取り扱う体制というのはどのようにしているのか、こはいかがでしょうか。

○中山最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおり、専門性が高い行政訴訟事件を適正かつ迅速に処理するために、行政事件が多い地方裁判所においては、これを専門的に処理する部または集中的に処理する部というものを設けて対応しております。そういったところは、例えば、東京地裁におきましては三カ部、集中部は大阪地裁については二カ部、そのほか、横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、計七カ所に置かれている状況でございます。

また、裁判官の専門性を高めるということから、司法研修所におきまして、全国の行政事件を担当する裁判官を対象とする研究会を毎年継続的に実施し、行政法学者の講演や、あるいは行政訴訟の実務家による講演、訴訟運営等についての共

同研究を行うなどして、その専門性を高めてきて
いるところでございます。

その成果というわけでもございませんけれども、
往時は二十二、三カ月かかっておりました審
理期間というのが、一昨年は十七カ月まで短縮
されてきているという状況で、これはほぼドイツ
に匹敵するものになってきているというふうにと
考えております。

○水野委員 今後、行政訴訟というのが使い勝手
がよくなくて多く提起されるようになれば、ま
す多くの行政、多くの問題というのがテーマに
なるわけでしょうし、また、これは司法が行政を
チェックするという点でも重要な問題だと思
うわけでも、その一方で、当然、司法の側にも
それだけの専門性というのが要求をされてくる
わけでしょうから、今のような対策というのをま
すます充実されることを期待するわけでござい
ます。

さて、この法案では、本裁判決前の仮の救済の
制度、この整備が図られているわけですね。こ
れは現行の制度と比べてどのように改善されるよ
うになるのか、いかがですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、この法案で
は本裁判決前の仮の救済の制度の整備が図られ
ておりますが、その内容といたしましては、まず、
現行法でも認められております執行停止、この要
件を改正するという内容と、それから、新たに仮
の義務づけ及び仮の差しとめの制度を新設する、
そういう大きく二本の柱になっております。

まず、執行停止の要件でございますが、これは、
現行法では「回復の困難な損害」があるときに執
行停止ができるとなっておりますのを「重大な損
害」に改めるということとしております。また、
その重大な損害を生ずるか否かを判断するに当た
りまして、損害の回復の困難の程度を考慮し、損
害の性質、程度、処分の内容、性質をも勘案する
ということを明記する、こういうことによりまし
て、損害の性質のみならず、損害の程度並びに処
分の内容及び性質が適切に考慮されることが担保

される、こういう改正内容となっております。

それから、もう一つの柱であります仮の義務づ
けあるいは仮の差しとめの制度の新設でございま
すが、これは、現行法におきましては、行政庁の
処分その他の公権力の行使につきましては、執行
停止以外に仮の救済はないということのために、
仮の義務づけとか仮の差しとめということの現在
は求められません。民事訴訟においては、民事保
全の仮処分の内容として、そのような義務づけあ
るいは仮の差しとめということが可能でございま
すが、行政訴訟につきましては、民事保全法に規
定する仮処分はできませんので、現行法のもとに
おいてはこういったことができなかったわけでご
ざいます。

これにつきまして、本法案では、一定の要件の
もとで、裁判所が行政庁に対して、処分をする
べきことを仮に義務づけ、あるいは処分をする
ことを仮に差しとめる、こういう裁判をすること
ができる制度を新設することとされております。

○水野委員 今のおっしゃられた仮の義務づけ、
仮の差しとめ制度が新設されるわけでしょうけれ
ども、これも、一定の要件のもとでまさにこうい
うようなことが認められるようになったというこ
とですけれども、想定される例として、この仮の
義務づけや仮の差しとめについて、どういうよう
なことが具体的にはあり得るようなのか、どうい
う点で前進するのか、その辺、何かありますでし
ょうか。

○房村政府参考人 これは、一定の要件といたし
まして、今回、仮の義務づけ及び仮の差しとめを
求めるには、例えば「義務づけの訴えの提起があ
つた場合において、その義務づけの訴えに係る処
分又は裁決がされないことにより生ずる償うこと
のできない損害を避けるため緊急の必要があり、
かつ、本案について理由があるとみえるとき」に
この仮の義務づけをするというような形になっ
ております。

これは、例えば、先ほども申し上げましたが、
何らかの給付を求める処分を求めるとき

に、緊急にその給付をしてもらわないと、例えば
生活が成り立たない、こういうような場合は考え
られるところだろうと思います。社会福祉関係の
給付を求める処分を争うといえますか、給付を求
めて拒絶されたときに、単に拒絶を取り消すだけ
では足りず、やはり積極的に義務づけを求めて
やっつけなければいけない、そのときに、仮に
義務づけをして早急に支給を受けたいと生活が成
り立たない、こういうような償うことのできない
損害が生ずることがあって、それを避けるため
に、緊急の必要がある、こういうような場合に想
定されようかと思いますが、具体的な場合につ
いては、事案に応じて裁判所において適切に判断
をして運用していただければいいか、こう思っ
ております。

○水野委員 もう一つの執行停止の要件の緩和に
関して、今まで「回復の困難な損害」というよう
な表現が、この「重大な損害」に改まったとい
うことだと。

確かに、この「回復の困難」ということだと、
相当狭められちゃう、相当厳しいというのがあ
ると思うのですけれども、これはどうなんでしょ
うか、緩和によってどういうようなことが今度か
ら執行停止の要件として広がるのか、この辺も
ちょっとイメージとして何か例を挙げていただ
ければと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、従来、執行
停止については「回復の困難な損害を避けるため
の緊急の必要があるとき」、こうなっております
のを、今回の改正によりまして「重大な損害を
避けるため」、こう変えまして、さらに、この「重大
な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、
損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損
害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも
勘案する」、こうなっております。

これは、従来「回復の困難な損害」といいます
と、例えば、性質的に金銭的な損害を生ずると
いうようなことであると、これは常に、金銭的な損
害であれば回復は可能ではないかというような判

断がされるおそれもあったわけでございますが、
今回、こういうような定めを置くことによりまし
て、例えば、金銭的な損害で、金銭による賠償が
不可能ではないけれども、回復の困難の程度が非
常に著しいと言えなくとも、事業の継続が事実上
不可能になるような影響があるというような場合
には、ここで言うております「重大な損害」とい
うことで執行停止を認めることが可能になるの
ではないか、従来に比べればやはり執行停止が認め
られる場合が広がるということ、この今回の
改正の内容として言えるのではないかと、こう思
っております。

○水野委員 この行政訴訟を利用しやすく、また
わかりやすくするためということの一つとして、
今度、取り消し訴訟の出訴期間を三カ月から六
月に延長というのがありますよね。

これはどういふことで延ばすようにしたのかと
いうのが一点と、また、これは知ったときから六
カ月ということでしようけれども、まさか、何年
もたつてから全然それは知りませんでしたとい
うことで、過去にそういうのは知りませんでした
という意味で、例えば、五年たつてから初めて知
つてそれから六カ月ということでは当然いはずな
わけですけれども、その点についての確認をし
たいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、現行法にお
きましては、処分があったことを知った日から三
カ月以内に取り消し訴訟を提起しなければなら
ない、こうしておりますが、先ほども申し上げま
したように、行政事件というのはかなり複雑な内
容を含んでおります。そういうことから、行政事
件について訴えを提起しようと思ひましても、訴
要件そのものも複雑でし、また実体的な要件に
ついていろいろな難しい検討が要することか
ら、どうしても訴訟準備のために相当の期間を要
するのではないかと、こういうことで、従来の三
カ月ではやはり短過ぎるという御指摘があった
のではないかと、こう思っております。

一方、行政行為というのは、多くの国民にも関

係する場合もありますし、一般的に、早期に確定をして法律関係の安定を図るという必要性もございいますので、今回の改正は、その出訴期間の定めによる法律関係の安定と、それから、国民が取り消し訴訟による権利利益の救済を受ける機会を適切に確保する、この調和を図って、従来三カ月であつたものを六カ月に延長したということだろうと思ひます。

この処分を知つたということですが、これは、行政処分であれば当然当事者に告知されますので、そのときが基準になりますし、また、処分があつた後一年を経過することはできないという条文がこの二項の方に定めがございいますので、不当に長期間にわたつて争いを提起できるということとはなからうと思つております。

○水野委員 時間が来ましたので終了いたしますけれども、今回の行政事件訴訟法の改正、これは行政への、私は必ずしも行政のやることに對して性悪説に立つわけではないですけども、さはさりながら、一方で、健全なチェック・アンド・バランスというものが機能するということは極めて大切ですし、また、国民が、不当に権利を侵害された者があれば、それに対して訴訟という形で救済を図る、これは当然の国民の権利であり、その部分に対して、使い勝手が今まで悪かつたとすれば、今回の法律の改正というものは大きい前進ではないかというふうに思つております。

一時間質疑をさせていただきますけれども、今後成立するときがあればこれに基づいてよりよい行政訴訟のシステムというものが確立していくことを期待いたします、私の質問を終わらせていただきます。

○漆原委員長代理 塩崎恭久君。

○塩崎委員 自民党の塩崎恭久でございます。大臣がおられないのは大変残念であります、いろいろ質疑が滞つたりいたしておりますので、時間のロスをなく質疑をしようということ、きょうは与党が質問させていただくということにさせていただきます。

今、水野議員から大変重要な本質的な質疑が行われたわけですが、続きまして、私の方から、とりあえず午前中は三十分、午後また一時間ということとさせていただきますというところで、ダブルヘッダーでお願いをしたいと思つております。

この行政訴訟、いろいろ議論がこれから始まるわけでありませうけれども、やはり私の感じでは、官と民の関係をいばば裏から規定してきたような、そういう制度ではないのかな。さつき水野議員からも、三権分立、民主主義の基本的話、チェック・アンド・バランスの話がありましたけれども、言つてみれば、余り十分司法による行政へのチェックが働いてこなかったということではないかと思ひますし、それは、作為それから不作為、両方についてやはりそういう問題があつたのではないのかなというふうに思つております。そういう意味で、国民の権利利益の救済が不十分であつた。それから、法律としては極めて不親切な法律であつた。

先ほど、今回の改正でいろいろ新設あるいは事実上の新設というのがありますけれども、そのほか出訴期間の話も、今三カ月から六カ月にという話がありましたが、考えてみれば、大体この処分、判決を受けた人は、怒っているうちに、どうしよう、どうしようと言っているうちに三カ月なんかつちやつた。それから、今回、書面での教示というのを明定いたしますが、今まで要は書いたものでも来なかつたという話でありますから、わかれという方が、どうやたらいいのかわからない、国民にどう訴える手段があるのかというのがわからないという法律であつた。言つてみれば、行政の方にしてみれば、やり得、ラッキーみたいな、そういうことが極めて多く起こつてきたということではないのかなというふうに思ふんですね。

弁護士さんのお話を聞いてみると、大体門前払いになつちゃうし、どうせやつたて負けちゃうんだから、ばかばかしいから余り受けるのはやめ

ていまして、またいかな話も平気で出てくる。こういうのを聞いて、極めて使い勝手の悪い法律だつたし、おまけに、四十年余りそれをほつたらかしてきたということでありませうから、そのほつたらかしたのは行政だけじゃなくて、実は立法府、我々政治家の側にも大いに責任があつたということではないかと思つておられるわけでありませう。

そんな中で、官僚統治の社会主義なんて日本がやゆをされるのが頻繁でありましたが、その文化を、官と民との間の関係の文化をつくつてきた一つの原因が、やはりこの行政訴訟というものがうまく機能しなかつたということにあるのではないのかなというふうに思つておられます、私は、ですから、この非常に地味で小さな法律で来たわけでありませうが、いばば日本のこれからの経済社会の仕組みというものの、あるいは官と民との間の関係、あるいは民主主義、三権分立のあり方というものを支える極めて重要な法改正ではないかと思つておられるわけでありませう。

そういう意味で、ここで議論を尽くすということとは大変大事だし、我々自民党で、実は平成十四年の九月から、自民党の若手の議員とそれから弁護士さんや法学者の皆さんと、国民と行政の関係を考える若手の会ということで二回ほど提言を出しました。去年の三月と去年の十一月と、二回提言を出しているわけでありませうが、その一方で、自民党の中の司法制度調査会の経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会、実は今私が小委員長をしておりますが、その前には原田義昭現文部科学副大臣がこの小委員長を務めてまいりまして、この問題を鋭意議論してきたわけでありませう。

そんなことで、今回こうしてやつと法律の形になる過程でいろいろ役所の皆さんとも議論をさせていただきましたが、きょうはとりあえず一時間半させていただきます、こう思つてわけでありませう。

自民党の中での議論でも、私としては、行政訴訟改革、言つてみれば、今回は最低でもこのくら

いやらなきやいけないというものがあろう、その際の指針というのは何だろうかということを考えてみると、やはり一つは、さつき門前払いというのがありましたが、行政訴訟の入り口というものがちゃんと広がるかどうかというのがまず第一点。第二点は、やはり国民が使いやすい、そういう制度になるかというのが第二点だと思ひます。そして第三点は、公平な行政訴訟、フェアトライアルが実現するのかということではないかと思つておられます、そういう観点で、果たしてどこまで今回の改正でできるのかというのを考えていきたいと思つておられます。

まず、きょうは副大臣がおいででございますので、副大臣にお願いをしたいと思います。今、司法制度改革というのをやっておりますが、そのほかに行革とかいろいろな構造改革をやつていられるわけでありまして、この行政訴訟制度の改革というのが行政改革や構造改革との関係でどういう意義があるのかということについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○実川副大臣 先ほど委員、党の中で、自民党の司法制度調査会ですか、経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員長ということで大変熱心に取り組んできたことを承知いたしております。大変敬意を表しておるところでございます。

近年、行政需要が増大しまして、行政作用が多様化しておることは、もう間違ひございません。これに伴ひまして、行政による国民の利益調整が一層複雑多様化しまして、それとともに、行政の果たすべき役割にも変化が生じてきております。こうした変化を踏まえまして、行政を簡素かつ効率的なものとするともに、その総合性、また機動性、さらには透明性の向上を図る必要性と、行政に對しますチェックの仕組みの重要性が増大してきております。

このような状況のもとにおきまして、行政改革を初めとします社会経済の構造改革を進める中で、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後

チェック・救済型社会への転換を図り、より自由かつ公正な社会を実現していくことが必要でございませう。そのために、その基礎となる司法の機能を充実強化していくことがさらに重要になってまいります。

行政訴訟制度の改革は、このように司法の果たすべき役割が一層重要となることを踏まえ、司法と行政の役割分担、あり方を踏まえつつ、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るものでございまして、極めて重要な意義を有するものというふうに考えております。

○塩崎委員 さつき水野議員からお話が出たかも知れませんが、諸外国での行政訴訟の数字、件数というのを見てみると、日本は、これは二〇〇〇年とちょっと古いんですけども、二千万件ぐらいですね。ドイツというのは五十万件以上あるんですね。それから、フランスでも十二万件とか、アメリカでも四百万件とか。

何でこんなふうになんて少なくて、どこにどういう問題があつてこの行政訴訟というのが日本では起きないのか、これについては、副大臣、どうですか。

○実川副大臣 御指摘の行政訴訟の現状の問題点というお尋ねだと思えますけれども、行政訴訟制度の現状を件数のみによって評価することは困難であるというふうに考えております。

他方で、近年、行政需要の増大あるいは行政作用の多様化に伴いまして、行政による国民の利益調整が一層複雑化また多様化しております。

このような変化の態様に対しまして、行政訴訟制度についての国民の権利利益の救済手続として、その実効性をより高める必要が生じてきております。そのためには、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをよりよく、利用しやすく、またわかりやすくするための仕組みを整備しながら、さらに本審判決前におきます仮の救済の制度の整備を図ることが必要であるというふうに考えております。

そこで、このような観点から、行政事件訴訟法

の一部を改正する法律案を提出したものでございませう。

○塩崎委員 結論みたいなことを先に聞くのもなんでしょうけれども、やはり、今回は、必ずしもこれでもう終わりという感じじゃなくて、行政訴訟法の改正というのはもつとやっていかなくやいな感じじゃないかなと思つておりますが、まあ富士山に例えると何合目まで来たという感じの案だと見立てられておりますか。

○実川副大臣 現行の行政訴訟法、先ほど御指摘ありましたように、昭和三十七年に制定されたものでございまして、それからもう四十年余りを経たおろけでありますけれども、行政需要の増大あるいは行政作用の多様化に伴いまして、行政による国民の利益調整が一層複雑化、多様化するなどの変化が生じております。

そういう中で、何合目かという御質問でありますけれども、数量的に表現しにくい点もございまして、先ほど申し上げましたように、今回の改革は四十年ぶりに行政訴訟制度を抜本的に改革するという大きな改革であるというお答えをさせていただきます。

○塩崎委員 後でまた大臣に聞こうと思つていますが、まあ三合目とか四合目ぐらいかなという感じが私にはしているんですが、まあしかし、それでも、今まで四十年間ほつたらかしているよりはずつといいわけですから、とりあえず一歩前進ということではないかなというふうに思ひます。

そこで、義務づけ訴訟、差し止め訴訟の件については、大分、水野議員から質問があつたのでありますから、ちよつと事前通告していただいたものを飛ばすことになりましたが、今まで認められていたかというところ、実際、事実上認められていたかというところとありますが、さつき例が幾つかありましたけれども、本当に限られたものしかなかったですね。何でほとんど認められてこなかったのか、今回の改正で本当に認められやすくなったと考えるんだつたら、その理由は何かだと、それをまずお願

いします。

○房村政府参考人 先ほど申し上げましたが、抗告訴訟の一種として義務づけあるいは差し止めというものを認める余地があるということは、一般的にそういう解釈がされていたわけではございませうが、御指摘のように、実際にそういった訴えが活用されてきたかといふと、これは非常に数が少ないというの御指摘のとおりだろうと思ひます。

その理由でございませうが、これはもちろん、解釈として認めるということになりますので、どういう要件のもとに認めるかということが必ずしも明確ではない。したがって、裁判所としては、なかなかその要件がはつきりしないものについて認めていくということについて困難を感じるといふことが、一般的に言えようかと思ひます。

そのほかにつきましては、まず、義務づけにいたしましては、後からチェックするという取り消し訴訟と違ひまして、裁判所の方が先に行政庁に対して、こういう行政処分をすべきであるという義務を課する、あるいはそういう処分をしてはならないということを差しとめるという違ひがございませう。これは、行政と司法の役割分担からいいますと、行政がまず処分をしてそれを事後的にチェックする取り消し訴訟の場合とは、やはりその役割が大分違つてくる。

そうなりますと、裁判所としては、どういう場合に、行政がまだ処分をしていないのにこれをあらかじめ義務づけたりあるいは差しとめたりすることが認められるのか、また、義務づけにしろ差しとめにしろ、その根拠となる法規からそういう解釈が一義的に出てくるのかどうか、こういうような点をすべて解釈で賄つていかなければいけません。

そういうことで、やはりどうしても、当事者の方もなかなかそういう主張を立証しにくいわけではございませうし、裁判所の方も、そういう条文中にない新たな訴訟類型を認め、かつそれが行政と司

法との役割分担にも直接かわるような問題だということになりますと、これを積極的に活用することがなかなか難しかったのではないかと、こう思つております。

今回、この義務づけの訴えと差しとめの訴えにつきまして、訴訟類型として法律にはつきり明記をいたしまして、しかも、それが認められる要件を法律に書いてありますので、これからは、当事者の方もこの要件に沿つた主張立証を当然していくことになりまして、裁判所も、この法律に書いてある要件の存否を判断するということによつてこの新たな訴訟類型を活用できるわけではございませうので、従来に比べますと、紛争の種類や性質に応じて適切な利用が可能になってくるということではないかと思つております。

○塩崎委員 そうなればと期待をするわけでありませうが、義務づけの訴えの対象となる行政庁の処分を、これは第三十七条の二で、これを見るに、「一定の処分」と規定しているわけでありませうけれども、「一定」とはどういうことを意味しているのか、それから、やはり多少の幅を持った形で処分を義務づけることが権利救済のために必要となる場合もあるんじゃないか、この点、民事局長はどう考えるか、お話しいただきたいと思ひます。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の法案の三十七条の二の三項を見ますと、「第一項の義務づけの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき」、こういう規定になっております。

ここで「一定の処分」と申しておりますのは、まずは、義務づけの訴えの要件について、裁判所の判断が可能な程度に特定をされていなければいけません。漠然と、何を、どういう処分を求めるのかはつきりしなければ、これは訴訟そのものとして成り立ちませうので、そういう意味で、特定が必要だということが入つていくわけではございませうが、ただ、この一定の処分として具体的にどの程度特定すべきであるかということにつきまし

ては、御指摘のように、必ずしも具体的な処分に限らず、ある程度の幅が許されるのではないかと、いうぐあいは考えられます。

この特定の程度については、当然、当該処分または裁決の根拠法令の趣旨及び社会通念に従って判断すべきものと考えられますが、そうした観点からは、特定の必要性の限度を超えて過度に厳密な特定が必要とされるということはないだろうと思えますし、例えば、是正措置の具体的な方法につきまして、その根拠法令において複数の選択肢が定められている場合に、その根拠法令の定める範囲内における一定の幅のある処分の義務づけを求める訴えであっても、その根拠法令の趣旨に照らして、義務づけの対象となる一定の処分としてその対象が特定されているというぐあいに解されれば、そういった、ある程度幅の持った一定の処分を義務づけ訴訟で求めるということも可能ではないか、こう考えられます。

〔漆原委員長代理退席、委員長着席〕

○塩崎委員 要件がやはり非常に気になることであって、今の、一定の幅があつてもということ、大変前向きな御答弁をいただいて、結構なことだと思えますけれども、やはり要件が厳し過ぎて実際には使えないんじゃないかなという見方がよく聞かれるのでありますが、ベシズム、今までの長い歴史が大体そうだったから、そういう点の懸念について、意見についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○房村政府参考人 義務づけあるいは差しとめの要件でございしますが、例えば、義務づけ訴訟について見ますと、「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかである」と認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき、「こういうようなことが言われておりますし、さらに、その前提として、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるために適当な方法がないときに限り、提起

することができ。」というように、かなり厳しくも思えるような要件が定められております。

しかし、これは、義務づけの訴えあるいは差しとめの訴えというのは、行政が具体的な処分をすべきこと、またはこれをすべきでないことを裁判所が直接命ずる裁判ということでございますので、その要件は、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮しつつ、司法と行政の役割分担のあり方を踏まえた適切なものとしなければならぬ、こういうぐあいに考えられるわけでございます。

そういうことから、今回の法案におきましては、義務づけ、差しとめ、それぞれにつきまして、類型に応じた要件を定めているわけでございますが、例えば、ただいま読みましたような、他人に対する規制権限の行使などの処分を求めるような場合の義務づけの訴え、これについて考えますと、これは、そもそも申請権のない者が行政の介入を求める、こういう場合でございます。したがって、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるために適当な方法がないときに限り、提起することができ。」という要件が定まっておりますのは、まさに、そういう者の救済の必要性と、そういう者が求める場合の司法と行政の役割分担、こういうことを考えてこのような要件が定められているんだらうと思えます。

同じ義務づけ訴訟でありまして、法令により申請権を認められている者が、その申請を違法に拒否され、または放置された場合の義務づけの訴えについては、端的に、法令に基づく申請が違法に拒否され、または放置されたということが要件で、他人に対する規制権限の行使の処分を求めるというような場合とは要件が大きく異なっているわけでございます。そういうことで、この法案は、やはりそれぞれの類型に応じて適切な要件を定めているのではないかと。

さらに、差しとめの訴えについて申し上げますと、これは、処分または裁決がまだされていない

いの、処分または裁決の違法性を事前に判断して救済する訴訟である、こういう性質がございしますので、やはり一定の処分または裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り提起することができ、こういう要件を定めております。

他に適当な方法があるかどうかという点につきましては、この差しとめの訴えについては、原則的にそういう重大な損害があれば認めることとしたしまして、例外的に、損害を避けるために適当な方法があるときには差しとめの訴えを提起することができないという例外的な事由としているわけでございます。

このように、それぞれの類型に応じて必要な要件を定めておりますので、一概にこの要件が厳し過ぎるということはないのではないかと、こう思っております。

○塩崎委員 今の、他に適当な方法がないことという、いずれの場合にも出てまいりますけれども、補充性の要件というのが必要とされる場合なんです。例えばどのような場合だと考えられるのか。今ちょっとお話を聞きたければ、第三者者に対する義務づけを求める場合に、別途第三者に対する直接の民事訴訟が可能であるというだけでこの義務づけ訴訟が排除されるものではないというふうな理解をされているのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 他に適当な方法がないことという典型的な場合でございしますが、これは、最終的には裁判所が個別の事案に応じて判断をしていますが、ただこのことにならうかと思いますが、例えば、過大な申告をした場合、この場合には、現行法上、税額の減額を求めます更正の請求の制度がございします。そういう制度がある場合に、この制度を利用せずに、直接減額更正の処分の義務づけを求め、こういう訴訟を起こす、この場合には、個別法の中で、損害を避けるための方策として減額更正の請求ということが用意されているわけでございますので、他の方法をまずは使っていたかと

いうことが法の趣旨だろう。今回のこれであれば、そういうものが用意されている場合には、他に適当な方法があるということになって、直接義務づけ訴訟を提起することは認められない、こういうことになるかと思えます。

御指摘の、例えば、第三者に対する規制を求める処分を義務づけで訴えたいというときに、他に第三者に対して直接民事上の請求が可能な場合どうかということでございますが、これは具体的な請求内容その他にかかわることでございますが、直ちに一般的に、そういう民事訴訟の提起が可能であれば他に適当な方法があるということにはならないだろうと思えます。

○塩崎委員 最近、このところ、この司法制度改革そのものがどうありまされども、事前裁量から事後チェックへということ、大きな流れとしてはみんなそういう方向へ行つて、司法制度改革そのものがそういう位置づけではあるんですけども、ところが、行政、さっきいろいろ冒頭申し上げましたけれども、最近のお上の文化は、事前裁量しないという名のものと、行政が本来やらなきゃいけないことをやらなくなつちやうていう。しかし、これを行政訴訟でやれというふうに言うような文化も今まで制度も余り整っていません。言ってみれば、行政の無責任というものが広まりつつあったのではないかと、法務省とは言いませんが。

そういうところが感じられて、ややほかの、この十年間、失われた十年なんて言われたのは、まさに失われたのはだれだろうか。もちろん政治も責任ありますが、行政の無責任というの私にはあるんじゃないかと思うわけであつて、裁量行政はいけない、いけないという言い続けているがゆえにまたやめちやうていというところも実はあつて、正しい裁量行政というのはやはりやらなきゃいけない、ただ、ルールベースで正しい裁量行政というのはやらなきゃいけないと思うわけでありまして、そういう意味で、この義務づけ、

につきましてお伺いをしていきたいというふうに
思います。

まず、非常に重要な点でありますけれども、こ
の法案では、取り消し訴訟の原告適格につきまし
て、処分の根拠となる法令の文言のみによるので
はなく、その趣旨、目的などを考慮することとさ
れております。こうした規定を置くこととした趣
旨はどういうようなところにあるのか、御見解を
伺いたいというふうに思っています。

○実川副大臣 御指摘の原告適格についての改正
の趣旨でありますけれども、個々の具体的な事案
におきましては、法律上の利益の有無につきまし
て、当該処分の根拠法令の文言のみによることで
はなくして、根拠法令の趣旨及び目的並びに当該
処分において考慮されるべき利益の内容及び性質
を考慮することとしております。

また、根拠法令の趣旨及び目的を考慮するに当
たりましては、これと目的を共通にする関係法令
の趣旨及び目的をも参酌し、また、当該処分にお
きまして考慮されるべき利益の内容及び性質を考
慮するに当たりましては、当該処分が根拠法令に
違反してされた場合に害されることとなる利益の
内容及び性質等をも勘案して適切に判断されるこ
とを確保しようとするものでございます。

これによりまして、原告適格が実質的に広く認
められることになるものと考えております。

○上田委員 ありがとうございます。

よく報道されております行政訴訟の判決では、
その結論が、原告に訴える利益がないということ
で、事実上門前払いになって終わっているという
ものをよく目にいたします。確かに法律上はそう
いうことなんですけれども、ただ、一般の
我々の方からすると、行政が行った政策である
とか処分、それが本当に正しかったかどうか本
来司法で判断されることを期待しているわけであ
りますけれども、そうした判断がされることなく
て、結局、原告の適格のところで、入り口で判断
をされてしまつて、それが司法の場では論議もさ
れないということでは、これはその期待にこたえ

ていただけないのではないのかな、いつもそ
ういう感じがしております。

それは、そういう結果を見ますと、一般市民と
しては、どうもそうした行政裁判、本当にそれで
いいのかわかり切れない感じがしているもので
でありまして、この改正によりまして、今副大臣
からも御説明ありましたように、原告適格が非常
に広がるということから、そうした事態が改善さ
れるんだらうというふうな期待しているところで
ございまして、ここに書いてある文言というの
は、この法案で書かれていることというのは非常
に定性的な書き方でありまして、運用が大事に
なってくるというふうに思っています。

そういう意味では、これからそうした行政訴訟
が、原告適格のこの要件、広く運用されていつて
しつかり機能していくことを期待しているところ
でございまして。

次に、法案では、これまでは設けられていな
かった義務づけの訴えあるいは差しとめの訴えを
新たに訴訟類型として定めております。こうして
新たに定めることによりまして具体的にどうい
うメリットがあるのか、教えていただきたいと思
います。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の法案
におきましては、従来定められておりませんでし
た義務づけの訴え、それから差しとめの訴えが新
たな抗告訴訟の類型として明文で定められてお
ります。これは、まずは、このような明文で定め
たという点によつて、こういった類型の訴訟がよ
り活用されるようになるというところは考えられ
るわけではございます。

従来も、解釈論としては、抗告訴訟の中に明文
の規定はなくても、義務づけの訴えとか差しとめ
の訴えは認められるという解釈論はあつたわけ
でございまして、現実にもそういった訴えが活用さ
れる例は非常に少なかった。これはやはり要件等が
不明確であつたということ、法律に明文の規定が
ないということが大きな原因であつたのではない
か。そういう点、今回、法律でこの訴えを類型と

して認めたということで、より活用がされるよ
うになるだろうと思ひます。

具体的にどんな場合にこの訴えが利用されるか
というところでございまして、例えば、まずは義務
づけの訴えについて御説明いたしますと、社会保
障給付とか福祉施設への入所などの申請をいたし
まして、この申請が拒否された場合、従来の訴え
ですと、この拒否処分の取り消しを求めるだけで
ございまして、取り消された場合に改めて行政
庁がその処分をするということになります。これを一
気に義務づけをして、具体的な給付とあるいは
入所を裁判所の命令で実現するということが今回
の訴えで可能になります。

また、公害防止などのための行政の規制監督権
限の発動としては是正措置等の処分をすべきであ
るのにそれがされない場合、これについても、従来
の現行法のもとではなかなか十分な救済が得られ
ないわけではございますが、今回はまさにこの是正
措置を求める義務づけの訴えということが要件さ
え満たせば可能になる、こういったことで、従来に
比べますと、やはり救済が得られる場合が大分ふ
えてくるかと思ひますので、これで、一定の要
件のもとで行政庁が一定の処分をすべきことを義
務づけるという救済方法を新たな訴訟類型として
定めることによりまして、国民の権利利益のより
実効的な救済が可能となると考えられるわけでご
ざいます。

また、差しとめの訴えにつきましては、例えば、
行政の規制監督権限に基づく制裁処分が公表され
ると名誉や信用に重大な損害を生ずるおそれがあ
る、このような場合、従来ですと、その処分の取
り消しということと事後的な形になつてしまいま
すので、一たん毀損されました名誉とか信用を回
復するのは非常に困難になるわけではございます
が、今回の差しとめの訴えということで、このよ
うな場合に差しとめを認めるということになれ
ば、国民の権利利益のより実効的な救済が可能に
なる、こういうことが言えようかと思ひます。

○上田委員 次に、差しとめ訴訟については、民

事訴訟による差しとめ訴訟も適用されておしま
す。行政訴訟の差しとめ訴訟とそれから民事の差
しとめ訴訟、この両者の間はどういうような違い
があるのでしょうか。御説明をお願いいたしま
す。

○房村政府参考人 御指摘のように、民事訴訟に
おきましては差しとめを求める訴訟が認められて
おります。

ただ、これは、行政訴訟としての差しとめ訴訟
と民事の差しとめ訴訟の違いでございまして、行
政訴訟としての差しとめ訴訟は、行政庁の公権力
の行使に関する不服の訴訟として規定されてお
ります。抗告訴訟の一類型として認められてお
りますので、差しとめを求める対象は行政庁の公権力の
行使に当たる一定の処分または裁決、これをし
てはならないという差しとめになるわけではござ
います。民事の差しとめ訴訟はそういう公権力の行使
に関する行為について提起することは認められて
おりませんので、結局のところ、差しとめを求め
る対象が公権力の行使に当たる一定の処分または
裁決であれば行政訴訟でいけますし、それ以外の
行為の場合には民事訴訟で差しとめを求める、こ
ういうことになります。

○上田委員 もう一点、法案では、公法上の当事
者訴訟として確認訴訟を明示することとしたと
しております。その趣旨はどういったものか、御説明
をお願いいたします。

○実川副大臣 確認訴訟を明示することとした趣
旨ということでは、行政需要の増大また行政作
用の多様化は御指摘のとおりでございまして、典
型的な行政作用を念頭に置きまして、行政庁の処
分またはその他公権力の行使に当たる行為を対
象としたしております。取り消し訴訟などの抗告訴
訟のみでは、国民の権利利益の実効的な救済を図
ることが困難な場合が生じております。

公法上の法律関係に関する確認の訴えを当事者
訴訟の一類型として明示する趣旨につきまして
は、このような状況に対応し、抗告訴訟の対象と

ならない行政の行為を契機として争いが生じた公法上の法律関係に関し確認の利益が認められる場合については、現行の行政事件訴訟法におきましても当事者訴訟としての確認訴訟が可能であることを明らかにしまして、その活用による多様な権利利益の実効的な救済を図るためにこれを訴訟類型として明示することにしたいものでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

今度は、釈明処分の特則の件について伺いをしたいというふうに思いますが、法案では、行政側の資料の提出に關しまして、新しく釈明処分の特則を設けております。裁判所はこれに基づいてどのような資料の提出を求めることができるようになるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○房村政府参考人 この法案では、御指摘のように、釈明処分として資料の提出を求めることが可能となっておりますが、その規定をいたしましては、まず、「処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料であつて行政庁が保有するもの」、この提出を求められるということが規定されております。さらにその処分について審査請求に対する裁決を経ている場合には、さらに、「当該審査請求に係る事件の記録であつて行政庁が保有するもの」、これの提出を求められる、こういう規定になっております。

審査請求に係る事件の記録は、まさに記録として行政庁が保管しているものでございますので、そういう一件記録の提出、これを求めるということになるかと思ひます。

その前の、裁決の理由を明らかにする資料ということですが、これは、処分または裁決の直接の根拠として用いられた一件記録、これは当然入ることになります。例えば裁量基準を明らかにする資料など一件記録に含まれないような資料であっても、処分または裁決に際して行政機関相互の連絡調整の過程で参照されたりあるいは処分ま

たは裁決の判断に際して依據されたようなもの、これは、「処分又は裁決の理由を明らかにする資料」に含まれて、提出を求める対象となり得る、こう考えられます。

○上田委員 なかなか、行政側が持っている資料、これが提出をされないというようなこともよく聞かされて、あるいは原告側としては、そもそも行政側がどういった資料を作成してその意思決定になったのかということもわからないわけでありまして、それがわかれば、今はいろいろな情報公開等の制度も整備されているので、特定をしてその資料というのは開示はされるんだというふうに思うんですけども、そもそもどういったものが作成されているのかわからない。

それだと、いや、そんなものはありませんと言われれば、提出をされずに済んでしまうのではないかとこのように思ふんですが、そうすると、裁判所が、こうした規定をすることによりまして、これまでではなかなか提出をされなかった、したがって、そうした情報を抑えることによつてどうしても行政側が有利な立場になつてきたという面が改まって、こうした改善によりまして、より公正で公平な裁判ができるということを期待しているものでございます。

もう一つ、これはやはり訴える側の立場に立つた改正の点であるというふうに思ひますが、法案では、被告適格についても改正することとしております。この改正によりまして、現行の制度とどのような点が変わることになるのか、御説明をお願いいたします。

○房村政府参考人 従前は、処分をした行政庁を被告とするというところでございましたが、今回の改正法案では、原則として、処分または裁決をした行政庁の所属する国または公共団体を被告とする、こういう形に改まっております。

ただ、例外的に、例えば指定法人などのように、国または公共団体に所属しない者が処分または裁決をした場合、こういう場合には国または公共団体を被告とすることができませんので、この場合

には当該の処分または裁決をした行政庁である当該指定法人などを被告として訴えを提起する、こういうこととなります。

このような改正が行われた理由としては、現行法において原告が処分または裁決をした行政庁を誤つて訴えを提起した場合、この場合に被告を変更する手続が必要でありまして、重大な過失があるなど被告の変更が許されない場合には、結局訴えが却下されてしまう、こういうこととなりますので、今回の改正によりまして、そのような点で、被告を特定する原告の負担が軽減されるということになるかと思ひます。

○上田委員 一般の市民からは、行政内部でどこがそういう処分権限を持っているかというようなことというのは、これはもう行政の中の決り事部分もありましてなかなかわかりにくい。それが違つていたからといってその訴訟が却下されるといったことでは、これはやはり不利なわけでありまして、そういう意味で今回、より権限の源というところになります。国とか地方公共団体、これを直接、訴訟の被告として訴えを起すことができるといったことは、そういう意味では非常に便利になるのではないかとこのように思ひます。

もう一つ、訴えるとき、原告側のメリット、利便性を考えての改正であるというふうに思ひますが、管轄についても改正することとなっております。今の現行の制度のもとでは、その訴える行政官庁の所在するところですか訴えを起すことができなかったわけでありまして、今回このように改正されることになりましてどういうふうに変わるのか、そしてまた、これによつて原告の負担というのは軽減されることになろうというふうに思ひますけれども、どういう効果を期待されているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○房村政府参考人 まず、現行法の管轄の規定を御説明させていただきますと、抗告訴訟につきましては、処分をした行政庁の所在地の地方裁判所、これが原則的な管轄裁判所でございます。ただ、そのほか、例えば土地の収用など不動産に係

る処分については、その不動産の所在地の地方裁判所、これも管轄裁判所になっております。また、処分に関して事案の処理に当たつた下級行政機関があるときには、その下級行政機関の所在地の地方裁判所、これも管轄裁判所になっておりますので、事案によつて、それなりに密接な関連のあるところに管轄がいくというぐあいな定め方になっております。

今回、まず被告を、行政庁から原則として国または地方公共団体といたしましたので、被告の普通裁判所の所在地を管轄する裁判所、これが新たな規定としては入ってきますが、そのほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起することができるといふ、やや持つて回つた書きぶりにはなつておりますが、先ほどもちよつと御説明いたしましたように、基本的に、例えば仙台高等裁判所の管内の東北の各県に住んでおられる方についていえば、仙台地方裁判所に訴えが提起できるということでございます。

従来ですと、やはりどうしても、被告の所在地あるいは被告行政庁の所在地を管轄する裁判所としては、電が関というところで、東京地方裁判所が管轄という例が非常に多うございました。そうしますと、地方に住んでいる方からいいますと、訴訟を東京で起こしてそこで行かなければならないという負担がかなり重かつたわけでございますが、今回の改正によりまして、それぞれ御自分の住んでいられるところを管轄する高等裁判所所在地の八つの地方裁判所のどれかに訴えを提起できるということ、わざわざ東京まで行かなくてももう少し身近なところで訴訟を提起できる、こういうメリットがあるかと思ひます。

○上田委員 ありがとうございます。もう一点、この法案では、出訴期間の延長と期間等の教示の制度が新設をされております。これによつて現行の今の制度とどういふような点が改善されるのか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○房村政府参考人 まず、今回の改正によりまして、従来三カ月であつた出訴期間が倍の六カ月に延びております。これは、やはり行政訴訟というのは、どうしても訴訟要件あるいは中の実体要件につきましても、いろいろ複雑で、訴えを提起しようと思えば相当の準備期間が要するというようなことから、従来の三カ月では短いという御指摘があつたことを踏まえて六カ月に延長したということでございますので、これによりまして、国民が訴えを提起しやすくなるということが言えようかと思ひます。

それから、この出訴期間につきまして、従来は、三カ月というのは不変期間、基本的には、三カ月を過ぎたらおおよそだめだ、こういうことでございまして、今回は六カ月に延長した上で、さらに、それを守れなかった場合でも、正当な理由があれば訴えを提起できるということとして、個別的な、適切な判断が可能となる仕組みにしております。

それと、もう一つ大きな改正内容といつたしましては、取り消し訴訟等の提起に関する事項の教示に関する規定、これが設けられたことでございます。

これは、行政不服審査の申し立てにつきましては教示の制度が従来から定められていたわけでございますが、取り消し訴訟の提起に関する情報提供の制度は設けられておりませんでした。それが、今回の改正案におきましては、取り消し訴訟を提起することができるとは裁判の相手方に対しまして、当該処分または判決に係る取り消し訴訟の被告とすべき者、それからその取り消し訴訟の出訴期間、それからその訴訟を提起するに当たつて不服審査を前置しなければならないという定めがあるときにはその旨、これを書面で教示するということが行政に義務づけられました。

これによりまして、処分または判決の相手方に取り消し訴訟等の提起に関する適切な情報が提供されまして、権利利益の救済を得る機会が十分に

確保されることになると考えられます。

○上田委員 ありがとうございます。
きょうは、この法案の主な改正点につきまして、順次御質問させていただきます。

今回の改正によりまして、今までと全く使い勝手が悪いと言われていた行政訴訟も、随分と改善されるのではないかと今ふうに考えているところでございます。

あとは、一つには、こういうように制度が、法律上の改正が行われたので、この運用について、やはり訴える側、原告側の立場を十分考慮した上での運用をしていただきたいということ、また、広く一般に、今回、行政訴訟、こういうような形で使いやすく、またこういうふうになつたというふうなことを、広報というんですか、よく知つていただくための努力もまたしていただきたいというふうにお願ひを申し上げまして、時間でございますので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○柳本委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後四時一分開議

○柳本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。塩崎恭久君。

○塩崎委員 午前中に引き続きまして、行政事件訴訟法の改正につきまして御質問をさせていただきますと思ひます。

予定外に大臣が早くお戻りをいただいたわけで、大変うれしくございました。けさはちょっと寂しい思いをいたしましたけれども、何分にも審議を進めたいといかぬ、こういうことで頑張ってきたものですから、そのようなことで先に進めさせていただいたことをお許しいただきたい、こう思ふわけであります。

けさ冒頭私が申し上げたのは、この行政事件訴訟の法律というのは、いわば日本の、時々海外からも官僚統治、社会主義国家とやゆされたりするわけでありまして、戦後の官と民とのかわりという関係が裏から決定づけてきた、そんな制度だったのでないのか。国民の権利や利益の救済というものが不十分で、また法律としても随分不親切な法律じゃないか。弁護士さんは余りやりにくくない。何でもかといふと、門前払いは多いし、それから、やつても負けることがほとんどだから、なかなか、やつていくから、こういうふうにおつしやつていた弁護士さんもおられましたが、それから、さらに加えて、四十年間余りほつたらかして、これは実はだれが悪いというところ、それはやはり法律をつくるのは立法府でありますから、行政府が悪いのではなくて、むしろ法律をつくるべき、あるいは改正すべき立法府がそれを十分やってこなかった。

しかしながら、今回、司法制度改革の中でこれを正面から取り上げようということで、政府もそれから政治の方も与野党問わずこれをやるうじやないか、こういうことでございまして、冒頭、せっかく大臣がおいででございますから、意気込みのほどをひとつお聞かせをいただいて、それから細かな質問に入つていきたい、こう思つております。

○野沢国務大臣 ただいま、本日は参議院と法務委員会が並行審議になつておる関係で失礼をいたしました。これからはずつとおつき合ひを申し上げますので、どうぞよろしく願ひします。

塩崎先生には、自民党の司法制度調査会におきまして本案件の小委員長をお務めいただきまして、原案につきまして取りまとめに大変御苦労をいただき、かつまた御指導をちょうだいしたことにつきまして、改めて本席をかりまして御礼を申し上げます。

ただいまお話がありましたように、行政と国民の主権のあり方、あるいはそれぞれの人権を含めた個別の国民の立場と大きな行政という立場の調

整を図る大事な実は法案であるということをおきまして、お話をさせていただきますが、今お話がありましたように、三十七年成立以来、ほとんどそのまゝの姿で今日まで来たということにつきまして、相当これは反省をしなければならぬ問題が多くあると思ひます。

行政はしばしば長期にわたり、あるいは規模が非常に大きく、一個人個人の利益を超えた形で、多数の利益のために仕事を進めるといふことから、一人一人の国民にとつて見ると、いわばそれが人権の侵害とかあるいは個別利害の侵害とか、さまざまな点で逆に、よかれかしと思つてやつておる国の行政が、個人にとつては不幸せになつてしまふ、こういった問題を内包しておるのではないかと。常にその点については司法制度、特にこの裁判を含めたこういった制度によつて個別に救済される道が開けてあることこそ、まさに民主主義の国家の法体系として望ましい課題、こう考えておるわけでございます。

したがひまして、この制度がこのたび司法制度改革全体の中で大事な法案の柱として取り上げられましたことは、今後の国のあり方、そして、そこで暮らす国民の幸せにとつても大変大きなプラスになるものと考えておるわけでございます。

そこで、この改正案におきましては、まずは義務づけ訴訟、差しとめ訴訟や、仮の義務づけ、仮の差しとめなど新たな制度を導入することとしておりまして、その運用状況を見きわめる必要があるわけでございます。そして、この一番課題でございまして何よりも、ただいま私申しましたような行政需要自身も大きくなつておる中で、個別の国民の皆様の利益あるいは利害も複雑化、多様化しておる。したがつて、より実効的な救済手段がないとぐあいが悪いということから、この法律の改正につながつたと考えておるわけでござい

ます。

そういう意味で、国民の権利利益の救済範囲の拡大、そして審理の充実及び促進、そして、これをより利用しやすい、わかりやすい仕組みに整備

すること、そして、今も申しましたように、本案判決を前における仮の救済制度の整備を図ることを目的にしておるわけでございます。

これは附則第五十条でつけていただいておりますが、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の行政事件訴訟法の施行の状況について検討を加え、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずる。だんだんよくしていこうということがこの中にも盛り込まれておりまして、今までのように、長いことそのままということにはならぬような配慮も加えておるところでございます。

今後ともひとつ委員の積極的な御指導をお願い申し上げます。お答えいたします。

○塩崎委員 大臣、ありがとうございます。

先ほどの続きでちょっと、大臣の大きな話の後にいきなり細かい話になっちゃって申しわけないんですが、不親切だったこの法律が親切になる中で、出訴期間等の書面による告示、これがなされなかった場合とか、誤っていた場合の救済については、今回の改正ではどうか、その考え方についてお答えをいただきたいと思っております。

○房村政府参考人 先ほどの続きということでございますので、私の方から答えさせていただきます。

御指摘のように、今回の法案では、処分後に被告とすべき者あるいは出訴期間等について告示をするということになっております。これがなされなかったり、あるいは誤っていた場合でございますが、特に、例えば告示期間を実際の六カ月よりもさらに長いような期間を誤って告示してしまつたような場合、当事者がそれを信頼して本来の出訴期間を徒過してから訴訟を起こしたというようなことが当然考えられるわけでございますが、今回の法律では、そういう期間を徒過した場合に、正当な理由がある場合には救済をすることとしておりますが、その徒過したことが、今申し上げたように誤った告示によって徒過をしたというような場合には、他に特段の事情がない限り、

正当な理由があるとして、適法な訴訟は提起されたと扱いになるかと思ひます。

告示がされなかった場合どうなるかということでございますが、告示がされず、当事者が出訴期間内に提訴をしなかつた、そういう場合に、当事者が出訴期間内に提訴できなかった理由その他の事情が主張されようかと思ひますが、おくれたことについて正当な理由があると認めるかどうかという判断の大きな要素として告示がされなかったという事実は考慮されることになろうか、こう思ひますので、これは具体的な事案によつてまた異なつてくるのではないかという気がいたしておりますが、いずれにいたしましても、その当事者の正当な理由があると認められるかどうかという点について大きな判断要素になろうかと思ひます。

○塩崎委員 ありがとうございます。

それでは、確認訴訟、いわゆる当事者訴訟の方に移りたいと思ひます。第四条の条文であります。

これまで日本の行政、先ほど申し上げたように、いい意味での裁量行政というのはいいと思うんですが、余りいい意味じゃない裁量行政もたくさんやつてこられて、その根拠が、通達とか行政指導とかガイドラインとか、あるいは行政計画とか、そういうものがたくさんあつたわけでありまして、こういった行政立法とか行政計画、通達、行政指導、ガイドラインなどが、行政活動を広く行政訴訟の対象として、行政訴訟の対象を拡大すべきであるというふうに私もかねがね思つておりましたし、そういう議論があるわけでありますけれども、こういう問題提起に対してどのような対応を今回の法律改正は行うことになつていくのかということについてまずお話をしたいと思ひます。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の行政立法、行政計画、通達等について、それ自体を争えるかという問題は、私どもの方の事務局の検討会でも相当議論された問題でございます。また、自民党における司法制度調査会の小委員会におきまして

も相当議論を経た問題でございます。

これにつきましては、今回の法案でも、それ自体を争うことができるという制度にはしております。やはりこの行政事件訴訟法の使命は、国民の権利あるいは利益、この救済というところに重点が置かれておるわけでございまして、そういう関係に結びつくものは救済を図ることとございまして、ただそれ自体がおかしいというだけでは不服の対象にはしない、こういう制度で割り切つておるわけでございます。あるいは、この辺の問題につきましては、これが司法の役割なのか、あるいはこれはもう行政それから国会を含めた役割なのか、そういう大きな問題もあるわけでございまして、今回はその点には踏み込んではいないということが第一点でございます。

では、これについてどうするかということでございますけれども、これは、抗告訴訟の対象とならないような行政の行為を契機として争いが生じた公法上の法律関係につきまして確認の利益が認められる場合には、現行法でも当事者訴訟の類型として確認訴訟を起こすことができると解釈されているわけでございますが、これがそうはつきり条文に書いていなかったわけでございまして、余り使われることがなかった。こういう点が検討会等を経まして浮かび上がつてきたということとございまして、通達あるいは行政指導、こういうことが変わることによつて自分の権利義務関係に影響があるという場合には、それについての無効確認の訴訟を起こすとか、自分に義務のない確認を起すとか、こういうことが可能でございまして、現にそういう判例もあるわけでございまして、したがって、そういう関係で救済をしていこうと。

それにしても、この現在の四条の条文については、公法上の法律関係に関する確認の訴えができるかどうか必ずしも明確ではないということ、これが活用をされていくようにということから、その一類型として明示をしようということ、この条文を置かせていただいた、こういう経緯にある

わけでございます。

○塩崎委員 この「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の」という、これに加えたということなわけですね。そうすると、意味合いについては今おっしゃつたわけでありまして、けれども、この確認訴訟というのは今までもできなかったわけではないということで、今回は一類型として明示をしたんだ、そのために、明示をするために今の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」という言葉を入れたという理解でいいわけですね。

それで、そうはいいながら、これまでできたということでありまして、しかし、極めて厳格な解釈をしてきたわけですね。それで、今後のこの取り扱いというのが、この一言、ワンフレーズ入れることによってどう変わるというふうに考えておられるのか、今までの大変厳しい解釈がどう変わるのかということをお尋ねしたいと思います。

○山崎政府参考人 確かに実務上も、判例をよく見れば、この類型のものの訴訟が起つておりました。結論は別として、起しても構わぬということになるわけでございまして、これは認められているわけでございまして、やはりこの明文の規定がなかったということによつて、解釈上も余りこれについて明確なものがなく、それでやはり利用が、そういう利用もできるんだということが一般に知られていなかったわけでございまして、これを今度置くことによって、やはり今後は、公法上の法律関係に関する確認の利益が認められる場合について、国民と行政との間の多様な関係に應じた実効的な権利救済のために、この当事者訴訟としての確認の訴え、この活用が図られるということをお大いに期待してこの明示的な条文を置かせていただいた、こういうことでござい

ます。

○塩崎委員 だとすれば、この前、推進本部がつくつたまとめの中にも「一類型として明示」と書いてあるわけですから、そうだとすれば、これに

書いてあるのは「当事者訴訟」、こう書いてあるの
で、一般の人には確認訴訟、確認訴訟と言っている
で、当事者訴訟だけではちょっとわかりづらいの
で、この確認訴訟という言葉も一緒になぜ表示し
ないのかなと思って、質問を別に通告しているわ
けじゃないんですね。これは法律にそう書
いてあるんですね。この括弧の「当事者訴訟」と
いう今までのおなじみの中で確認訴訟という言
葉をもうちょっと、今おっしゃった、明示するん
だというんだつたら、少しプレーアップしたらいい
かがですか。

○山崎政府参考人 御指摘の点、そういう点がご
ざいますけれども、ただ、この当事者訴訟は、確
認の訴えだけではございませんので、給付のもの
とかいろいろな態様がございますので、それを、
一つだけ確認の訴えを主題に抜き出すをするとい
うことは相当ではないのかな、やはり全体を包括
して当事者訴訟というので正しいのかなというふ
うに思っております。

○塩崎委員 少し具体例で、具体例はなかなか
答えられないというのはいまわかつていながら
ちよつと言いますが、去年、一年前の日本の経済、
随分違つちやつたんだなというのを感じると思
うんですが、生命保険会社の予定利率の引き下げの
法律というのが大変対決法案になつたわけであり
ます。自民党の中でもさんざん大騒ぎして議論し
ましたが、この保険業法の第百三十二条に基づい
て、いわゆる銀行でいえば自己資本比率規制みた
いなものが、ソルベンシーマージン比率というの
があるわけですね。これに関する、かつては省令
今は内閣府令になつていられるんですが、これが
ありまして、それで一応健全性というのを見る
わけですね。

ところが、昨年、御案内のように、保険業法を
改正いたしました、予定利率の引き下げができる
ようにしたという法律がございました。行政庁、
つまり金融庁がこのソルベンシーマージン比率で
見ると、健全性に問題なし、必要な措置をとる必
要がないというふうになつていられる。

もかわらず、まだ一件もこれはないんですね。す
けれども、予定利率を引き下げるといふ、この保険業
法の第二百四十条の二において、これは何て書い
てあるかというところ、保険業の継続が困難となる蓋
然性があるという判断を免許付与者が判断するん
ですね。

そうすると、予定利率を引き下げるといふこと
ができるようになるわけでありまして、しかし、し
かし、その保険会社で保険契約をしている人は、
保険契約者は、この保険業法の第一条の目的規
定、つまり、保険契約者保護という一番大事な目
的から照らしてみると、この府令、ソルベンシー
マージン比率を定めている府令が不合理ではない
か、あるいは、きちつとした健全性を保つための
手だてを打たなければいけないのに言わない
はこれを根拠に言わなきゃいけないのに言わない
というところは違法性があるかも知れないという
ことを、契約者が予定利率を引き下げられて不利
益をこうむるわけですから、そういうときには、
公法上の法律関係に関する当事者訴訟を提起する
ことができるんじゃないかというのを私として
は感じていられるわけでありまして。

こういう問題が今後、この法律が仮に通つた場
合には、この内閣府令を対象に、おかしいやな
いかという当事者訴訟を起こすことができるのか
どうかということをお聞きをしたいと思
うわけでありまして。

○山崎政府参考人 確かに個別の事例でございま
して、ちよつと私がお答えするのがいいのかどう
か、それから、所管ではございませぬのでこの制
度の仕組みというのが十分よくわかつておりませ
んの、一般論でちよつとお答えをさせていただ
きたいと思ひますけれども。

要は、いろいろな通達とか指導とかそういうもの
が変なことに、自分と対役所の関係とい
うんです。行政庁との関係の公法上の権利義
務関係に影響があるという場合に、自分が
そういう義務がないとか、あるいは何らかの権利
の確認とか、そういうことを起こすことができる

ということでございます。

例えば、判例で言われている典型的な例は、あ
る事業を行うことについて、今まで届け出制で
あったものが許可制に変わったこととあり
まして、そうなりますと、自分としては、その業
務をこれから続けていくためには許可の申請をし
なければならぬということになりまして、その
許可自体の妥当性の問題を争つて、自分にはそ
う許可の申請をする義務がない、こういうふう
に争つたというのが典型としてあるわけござい
ます。

ただいま御指摘の点が、だれとだれの法律関係
かという点がちよつと私も必ずしもよくわからな
い点がございまして、個別の点についてはちよつ
と勘弁を願いたいと思ひますけれども、そういう
関係で、行政庁とその当事者の関係に帰着する
ということになつて、確認の利益があるというこ
とならば起こせる、こういうことでございます。

○塩崎委員 ですから、金融庁と個別保険契約者
の間の問題であつて、金融庁の最大の目的は保険
契約者の保護ということなんです。これは第一
条に書いてある。それで、その手だてが百三十二
条で、府令に落とされて、ソルベンシーマージン
比率がある。それしかないんですね。あとは一般
的に、財務の状況にかんがみてとかなんとか、そ
ういう一般論はありますけれども。

その府令が、いいよ、これでもこの会社は大丈
夫ですよと言つていながら、いきなり予定利率を
下げるという話になつて不利益をこうむる、こ
ういふ話ですから、そうすると、その府令自体が
おかしいんじゃないかというふうな考えののが普通
じゃないかな。ですから、不利益をこうむるわけ
ですから、保険契約者が、その府令がおかしい
というのを訴えていいんじゃないのかなというこ
とを言つていられるわけでありまして。

何かさらにコメントすることがあればあれです
けれども、それを押し問答していても、金融のプ
ロではないんでしょうが、しかし、裁判官とい
うのは、もともと山崎さんも裁判官ですから、裁判

官というのはこういうのを相手にしなきゃいけな
いんだから知つてもらわなきゃいけないし、これ
からは行政訴訟でこういうものだつて対象になる
かも知れないぞという、さつき言つた官と民の
間の文化を変える、こういうこととあります。さ
う、ぜひ全国の裁判官の皆さんもよく考えてい
だいて、行政のおかしなところはやはり正してい
くというふうにしてもらいたいな、こう思うわけ
であります。

次に、本日は仮の救済を考えておつたんですけ
れども、時間の関係で、原告適格の方に先に行き
たいというふうに思ひます。第九条ですね。

そこで、何しろ原告適格が非常に狭いというこ
とであります。今回、処分を取り消しを求める
につき法律上の利益を有する者に限り、訴えを提
起することができるといふ今までの原告適格につ
いて、法律上の利益の有無を判断するに当たつて
の考慮事項を定めた。その趣旨は何だつと。

それから、考慮事項を定めることで原告適格
が、先ほど来ちよつと質問が出ていますけれど
も、本当に広く認められることになるのかとい
うことをまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 この原告適格につきま
して、私どもの検討会でも相当に議論をしたところ
でございます。現在のその状況の指摘といたしま
して、原告適格が認められる範囲が狭いとか、あ
るいは原告適格の判断が法令の文言にとらわれて
硬直的になるおそれがある、こういうようない
ろいろ御指摘がございました。

それで、いろいろな議論を経たわけございま
すが、まず第一に出てきた点は、法律上の利益と
いうことを言つていられるわけでございますが、こ
れが非常にあいまいではないかというところから、こ
れをもつと拡大するために、法的な利害関係を有
する者とか、そういう文言に置きかえたらどうか
という議論がまず第一的に行われました。

ただ、これは、法律上の利益というものがあ
いまい抽象的だと言われると、そうすると、利害
関係というのも本当にはつきりしているのか、そ

れに置きかえたことによつて本当に広がるのかという点が問題になりまして、それは当然広がる保証にはならないだろうということから、そういう方法は難しいということでデッドロックになったわけでございます。

では、どうするかということでございますが、そうすると、文言の置きかえをやつてもなかなか難しい、しかし、その文言が柔軟に、広く解釈されていかなければならないだろうということから、非常に硬直的な解釈を避けるために、それでは考慮事項というものを法律で置こう、これを十分に考慮した上で当事者適格を定めていく、こういう規範をつくらうということでございます。

従来でもいろいろな判例がございまして、解釈でさまざまな判例があるわけでございますけれども、非常に広く認めたもの、狭く認めたもの、ばらばらでございます。解釈ですから、これは裁判所が自由に、裁量の範囲でいいわけでございますが、ただ、それではやはりばらつきが非常に出てくる可能性もあるということから、法律できちつと考慮事項を置いて、この事項については考慮をしなければならぬという規範を与えて、その上で柔軟に広がっていくような、実質的に広がっていくようにということを考えたわけでございます。

そこで、この九条を置いてあるわけでございますが、ここで、やはり読んでいただければおわかりかと思ひますけれども、処分または裁決の相手方以外の第三者の法律上の利益の有無、この判断に当たりまして、当該処分の根拠法令の文言のみによることなく、根拠法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するということにしております。

そして、もう少しかみ砕いた文言を、規定を置いてあるわけでございますけれども、根拠法令の趣旨及び目的を考慮するに当たり、これと目的を共通にする関連法規の趣旨及び目的も参照するということにしております。また、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮す

るに当たつて、当該処分が根拠法令に違反したというふうな仮定をして、そうした場合に害されることとなる利益の内容、性質等を勘案して、その法律上の利益の有無が適切に判断されるということを確認しようとしたものでございまして、具體的な事例にこれをいろいろ当てはめて解釈していただければ実質的に広がっていくことになるということ、私どもは提案をさせていただいたということでございます。

○塩崎委員 考慮ということで、この二項に、考慮という言葉は四回も出てくるんですね。よつぽど考慮しないといけないと思うんですが、今の御説明で、考慮事項を定めることで拡大をするんだ、こういうことでありますけれども、これまで、公益とそれから私益を二分して、後者つまり私益が問題となる場合のみ原告適格を認めると考える傾向が強かつたんだらうと思ひますけれども、今後は、いわば公益と私益の中間にある集团的、拡散的利益というものについても、一定の場合には原告適格を認めるということを目指した改正というふうな考えていいのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の、この法律は公益を守っているのか、あるいは私益まで守っているのかという議論、これは私どもの検討会でも議論されたわけでございますが、これは、そういう論者がおられまして、比喩的にかなりこの点を言われたわけでございますけれども、私どもの議論といたしましてこういう議論に乗つたということではないのでございますけれども、やはり文言を見ると、これは公益のみを対象にしているように読めても、それ以外の、条文とかそれから法の趣旨を見れば、必ずしも公益だけではなくて、個人個人に影響するようなもの、これも保護の対象にしているというふうな実態があれば、これは当事者適格を認めていく、こういうふうな考えをできるようにこの条文を置いてあるわけでございまして、では、本当に個人の利益も保護の対象になるかどうかは、もしその根拠法令に違反してあ

る行為が行われたときに一体どういう被害が出てくるのかとか、そういう点も考慮をして、最終的に、法律がどういう利益を保護しているか、これを考慮しない、こういうことを言っているわけでございます。

それからもう一つは、その法律だけではなくて、これに関連するような法規がありまして、そこでやはり別の個人的な利益、こういうものも保護の対象にしている、こういう事業をやる場合にはそれも考慮しなければならぬと関連法規が定めている場合、こういう場合についても、それも考慮の対象にしてその当事者適格を判断しない、こういうふうな意味では、今までの文言だけで、まさにそういう意味では、今までの文言だけ、根拠法令の文言だけにとらわれていたところから、その法律全体でどういうものを守っているか、それから実態がどうなっているか、それから関連法規がどうなっているか総合して判断をなささい、こういうことを命ずるわけでございしますの

で、私ども、具體的な事例でなかなか申し上げるのは難しいんですけれども、これだけの要素を盛り込めば実質的に広がっていくというふうな考えているわけでございます。

○塩崎委員 ですから、今のは、この「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」というところがやはり一番のポイントだということに受けとめてよろしいんですね。

○山崎政府参考人 まさにこれがキーワードでございまして、今まで私ども、こういう条文を設けることについていろいろ検索をいたしましたけれども、こういう、文言によることなくという表現というのはなかなかそうは見つからないわけでございまして、これは相当重いものというふうな理解をしていただきたいと思います。

○塩崎委員 具体例はなかなか難しいという話ではありますけれども、例えば、風営法に基づく営業許可について、その周辺住民が良好な風俗、風営法ですから風俗環境、そののみならず居住環境

を害されるおそれがある場合、これはどういうふうになるのか。それから、伊達火力が典型的な例でしようけれども、公有水面埋立てとか、環六でしたつて、道路拡幅事業などへの環境影響評価法が適用される場合などにおいて、周辺住民の環境、例えば空気とか景観、自然環境、静ひつな環境とかが害されるおそれがある場合、こういう場合はどういふふうな解釈をするというふうにおつしやるんでしょうか。

○山崎政府参考人 なかなか具體的な事例について言うのは難しいんですが、ただ、今御指摘の点につきましては、私どもの検討会の方でもいろいろ議論がされた経緯がございしますので、その議論を中心になつと申し上げたいというふうな思ひます。

まず、風俗営業法の関係でございしますけれども、これは基本的な保護は何を行つていかんというところでございしますが、それは良好な風俗環境というところでございまして、これは一般的に、専ら公益保護の観点からいろいろな基準を定めているとされております。

それは確かにそうかもしれませんけれども、この中で、条文をよく見てまいりますと、風俗営業法の中では、営業所周辺の騒音、振動の規制、それから営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある広告及び宣伝の規制、あるいは具體的な営業所周辺の環境に配慮した規制を行つていくわけでございまして、これの実効性を担保するために、法令の遵守を管理する管理者の選任を義務づけ、こういうような制度を設けておりまして、この管理者選任の確実性を風俗営業の許可の要件とするというような制度を設けておりまして、こういうような場合で法令に違反した営業が行われた場合には許可を取り消すことができる、こういう規定も置いているわけでございます。

もう一つは、やはり騒音、振動ですね、こういうものも生じないようにしなければいけない、そういうような幾つかの条件を設けていまして、これを守るようになつていくわけでございします。

(塩崎委員「風営法の中で」と呼ぶ)はい。風営法の中でそういうことを言っているわけでござい

ます。そうなりますと、最終的には公益だといながら、こういう文言を見てもいいですね、やはり騒音とか、そういういろいろな影響を受けるということも一つの態様にしているわけですね。それで、これについて問題があつて、その遵守をしなければ取り消す、こういうような形になつてい

るわけでございまして、そうなりますと、全体の法令、根拠となる法令の全体を解釈いたしますと、確かに、公的な環境の保護といながら、やはり周りの方々の生活の安全の保護、これも持つてい

なことに繋がってくるわけでございまして、それから、御指摘がございました埋め立ての関係がござい

つては原告適格がないというのが従来の考え方になるわけでございまして、ただ、この点につきましても、先ほど申し上げました環境影響評価法、こういうものも当然、都市計画について対象になるわけでございまして、こういうところでは保護をすべきもの、趣旨が盛り込まれてい

れば、それに当たる、該当をする居住者であつても保護の対象に繋がっていくということ、こういうような関係で広がっていくということ、ござ

います。そのほか、いろいろなケースについて検討会では議論をいたしました。必ずしも、この規定を置いたからといって、そのすべてについて広がるということではございせんけれども、典型的に今申し上げたようなものについては広がつてい

く、こういうようなことで考えたわけでござい

ます。○塩崎委員 またちよつと具体例ですが、やはり去年の二月ぐらいだったでしょうか、某主要銀行が第三者割当て増資をやりました、一兆円。そのときに、私の地元にもその支店があるものです

から当然、取引先、中小企業の、私の友達の経営者から相談のメールが来まして、要するに、第三者割当て増資一億円を頼まれた、どうしようかと。要は銀行から金を借りているわけでありま

す。要は銀行から金を借りているわけでありま

す。要は銀行から金を借りているわけでありま

力的な地位を利用して取引先中小企業などに増資引

き受けを強要している場合には、業務改善命令等

を発するよう書いてあるわけなんです。○塩崎委員 そのガイドラインには、「届け出を

受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に

考えがあるわけでございますから、かなりでこぼこになる可能性がございます。したがって、そういう状況ではなかなか安定的に解釈が行われていかないというところでございまして、こうなる本当に広くなるのかならないのか、非常に不安定でございます。

そこで、我々は、もちろん判例の考え方も参照はいたしましたけれども、現在ある法体系の中で最大限いろいろものを考慮して、広くなるようにするためにはどういう手法があるかということから今回のような考え方を導入したわけでございますが、これは今度、解釈の範囲で自由にやるということではございませんで、少なくともこの点は考慮をしなければならぬという規範になるわけでございます。そういう意味では、今の実務が非常にばらばらになっているところを全体に上げていく、こういう役割を果たさるうということとでございます。現在ある判例の実務の状況、これをただ追認したものではなくて、これをよりグレードアップしていく、こういう役割を果たすということとで、この規定を置かせていただいたというところでございます。

○塩崎委員 力強いお言葉でありまして、やはり入り口が広がるかというときに、この原告適格が一番大事なことでありますので、実際にそれが広がってもらいたいと思うんですけれども、そういう意味で、今回いじっていない第十条の一項に、自己の法律上の利益に関係のない違法主張の制限という一取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。こう書いてあるわけでありまして、この規定が今度どういうふうに使われるのか。

運用次第では、今おっしゃった、原告適格を拡大するんだというふうにおっしゃっているんですけれども、これが意味がなくなっちゃうんじゃないかという心配もないことはないと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 この条文については、ちよっ

と二重の説明をしなければならないだろうと思います。

これは、まず原告適格があるかどうかというのは、先ほどもお話し申し上げましたけれども、そのところで決まってしまうわけでも、これは、原告適格があるとしても、その理由の中で、資格はあるんですけれども、その理由の中で、自分に関係のない主張を言ってもだめだよ、認められませんが、典型的に申し上げますと、今まであった例でございまして、公売物件の処分消し訴訟において、公売物件の抵当権者に対する通知を欠いたまゝ行われた違法は担保権者の法益侵害であって、その所有者、納税義務者である原告の利益とは無関係であるから、その違法主張は許されない、こういうものでございまして、ちよつとその次元が違ふものでございます。

しかしながら、「法律上の利益」という点が書かれておりますので、これは先ほどの当事者適格の「法律上の利益」と同じ文言になるわけでございますので、その法律上の利益が広く解されていくということになれば、こちらの主張の方も広がっていくというところの相関関係はあろうかというふうに思いますので、そういう意味では、自己に関係のない主張というものが狭くなってくる可能性もあるということとでございます。

○塩崎委員 ぜひ、これが実際に、原告適格が広がる、そういう根拠になる法律になってくれることを期待したい、こう思うわけでありまして、時間が大分なくなってきたので、仮の救済の中で、ちよつと一つだけ。

さつきも、午前中も房村民事局長から大分御答弁もいただいておりますが、その中で、例えば、執行停止の要件を今回、回復困難な損害から重大な損害に緩和したわけで、これについての趣旨はもう既にお話をいただいているわけでありまして、例えば、どんなような場合に、認められるべき執行停止が認められなかったと考えるのか。

それから、執行停止の要件の今回の改正によって、例えばどんなような場合に執行停止が認められやすくなるのかというあたりについて、ちよつと話が飛びますが、第二十五条のこの執行停止のところで述べられている点についてお話をいただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 これにつきましては、具体的に申し上げるのはなかなか難しいところがございます。午前中、房村局長からもお話があったかと思ひますけれども、ここで、従来「回復の困難な損害」と言っているわけでございます。これを「重大な損害」に変えているわけでございます。

回復困難な損害といふものと、金銭的に後で補償を受けても償えないものというようなイメージになるわけでございます。そうなりますと、それがそれほど、金銭的な補償で足りるんだけれども、それが重大なものであるというような場合には射程の中に入っていないということになります。そういうことで本当にいいのかどうか、そこは少し狭過ぎるのではないかとという議論が行われて、いや、金銭的なもので回復のできない損害ではないんだけれども、やはり重大な損害をこうする、こういうような場合にも執行停止の対象にしよう、こういうのが一つの考えでございます。

それともう一つは、ただその損害だけではなくて、これによつて停止をされる行政の処分がございまして、そういう行政処分の受けるいろいろな影響等、こういうことと比較考量して、どちらの方をやはり重視していくべきか、そういう相関関係の中で判断をしましょうというのが今回の法案の考え方でございます。

これは、現在の実務の中でも、やはり総合比較をして、最終的に停止をすべきかどうかということを実務上行っておりますので、それがやはり私も、バランスとして、受ける側と行政庁の影響、こういうものをやはり総合比較をして、最終的に停止をすべきかどうかを決めていく、これが非常にバランスのいい考えだろうということで提唱さ

せていただいているということでございます。具体的に例を言われますと、そんなに例がございませんで、今申し上げるわけにはいかないというのを御理解賜りたいと思ひます。

○塩崎委員 ありがとうございます。もうあと五分しかないのですが、今後の課題ということを少しお聞きしたいと思います。

冒頭、大臣にお言葉をいただいたときに決意のほどというところでお話しいただいたわけでありまして、その中でも、五年後の見直しということについてお触れをいただきました。やはり今までの四十年間ほたらかしたということの反省の上に立つて、これからこれをよくしていくというところで、五年後に見直しをするんだ、こういうお話がございました。

それはそれでわかりましたので、もし何か追加があればまた別であります。基本的にはそれはそれでいいんですけれども、問題は、けさ副大臣にも、何合目までこの法律改正で行ったんかいのという話を、何合目とはさすがにおっしゃらない話をして、僕は、せいぜい全体的に見ると三合目か四合目かな、こう言っているわけでありまして、それは、この法律だけじゃなくて、行政手続法とかいろいろも含めてやっていくという意味でそういうことを言っているわけで、皆さんの今回のお仕事については、かなり頑張ったというところはよくわかっておりますが、さりとて、いっぱい残っているな。

例えば行政訴訟そのものの制度に関しても、国民と行政庁とがより対等かつフェアな関係で訴訟を行う観点から、例えば訴訟対象の拡大というのをまだまだ議論しなきゃいけません。団体訴訟の導入であるとか、訴え提起の手数料の合理化であるとか、それから弁護士費用の片面的敗訴者負担制度の導入というような積み残し課題がたくさんあるんじゃないかな。

これらの点をどう考えていて、今申し上げたようなもの以外に何が積み残しであるのか、今後、それら残っている課題についてどう取り組むつも

りなのか。

さらに、今申し上げた行政手続、立法手続については総務省なんかでやっているようですけれども、その手続法改正とかあるいは行政実体法の見直しなどで、より間口の広い課題について、政府内部について、どういう場で、今推進本部がありますけれども、この行政訴訟制度の見直しも含めて行政手続法の改正あるいは行政実体法の改正、行革全般との絡みもあるんでしようけれども、どういう場で特にこの行政訴訟制度の改革については取り組んでいかれるおつもりなのかということをお大臣からお話しいただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 委員、今御指摘のとおり、積み残し課題というものはまだまだ相当残っているんじゃないかということ、引き続き、この点についての議論はいろいろな場で進めなければいけないと考えております。

やはり何よりもこの国会の場が大事でございまして、それぞれの分野がありますので、法務省を初め各関係省庁がそれぞれの自分たちの検討の場を設ける、あるいは、各政党の段階での御議論も大事かと思ひます。そして、何よりも、この仕事を実行に移していった現場での御議論、これがやはり大きな問題の発生もしどころでもございまして、ここでの御議論も含めて、これを集約する中で、次には何を取り組むべきか、どの場で取り組むのが最も適切であるか、司法制度改革の推進本部のような場を再び設けるのか、あるいは、そういうことにとらわれず、常時の見直しも可能なような場を設定することが大事じゃないかと思ひます。

そういう意味で、今後、あらゆる機会をとらえまして、今御指摘のような積み残し課題についても意を用ひまして、この制度のより一層な改善、改革を図りまして、委員が最初に御指摘しております行政と国民とが対等な立場で問題を前進させる、これが非常に重要なことと思ひております。その意味で、今回この法案が出たということは、まさに国民と行政とのかかわりのあり方の基本を

見直す大きな機会になったと考えておりますので、その趣旨を生かして頑張つてまいります。

○塩崎委員 今、大臣のお言葉の中に、各役所が、省庁がということ、推進本部みたいなものも可能性としてはということ、これは言つてみれば省庁横断的な。ですから、私は、個人的には、オール黨が関を相手にするわけですから、どこかの役所一個でそれぞればらばらにやつてもだめなんじゃないかなということ、やはり何らかの形で省庁横断的な推進あるいは改革推進母体というのがあつた方がいいんじゃないかなと思ひますが、これについてはどこかで機会があればまたやりたい、こう思ひております。

最後に、一点だけ。こういうふうにいるいろいろ変わるということで、肝心の現場の弁護士さんとか裁判官、こういった人たちが、この改革の趣旨を徹底して、認識してもらわなければ、金融のことはわかりませんとか、原子力のことはよくわかりませんとか、それを一体、では、特に推進本部として、改革の趣旨というものをどういうふうに徹底していくのか、何をすることが必要だと考えておられるのか、この点についてお答えを最後にいただいで終わりにしたいと思ひます。

○山崎政府参考人 この改革の趣旨を徹底することとが一番重要だろと思ひます。

私も、今考えておりますのは、この改革の趣旨がわかりやすいような、いろいろな対談を行つたりあるいは論文を書いてもらつたり、そういうこととの周知徹底をまず行つてということ、そして、また、今後のあり方について、弁護士会等も含めて、いろいろなところで例えばディスカッションを行うとか、それから、これを国民の方にもアピールをしなければなりませんので、利用していただくかなやありませんので、そういう関係についても、いろいろな手段を通じて拡大していくように、これからいろいろ具体的に検討を重ねてまいりたいと思ひます。

それから、先ほど委員からの御指摘でございま

して、残された問題につきましても、私どもの検討会は続いておりまして、もう終わつていられるわけではございませんので、これが、法案の方が山を越えたらまた再開をするということ、ございまして、その中で、どういうテーマが本場に可能で、このテーマについてどういう場面でやつた方がいいのかということも含めて、これから鋭意検討をしてまいりたいと思ひております。

○塩崎委員 終わります。ありがとうございました。

○柳本委員長 御苦労さま。

次回は、明二十八日水曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時三分散會

総合法律支援法案に対する修正案

総合法律支援法案の一部を次のように修正する。

第七條中「並びに」の下に「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を加える。

第二十九條第八項第一号中「懲戒を含む。」を削る。

第三十條第一項第五号に後段として次のように加える。

この場合においては、被害者等の援助に精進している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

第三十條第一項第六号中「並びに」の下に「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を加える。

第三十二條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「その他の者並びに」の下に「高

齢者又は障害者の援助を行う団体」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めると困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。

第三十五條第二項中「懲戒を含む。」を削る。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟法の一部を改正する法律行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を「第四十六條」に改める。

第三條第五項中「なんらか」を「何らか」に、「すべきに」を「すべきであるに」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき(次号に掲げる場合を除く)。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

7 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

第四條中「及び」の下に「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の」を加える。

第九条に次の一項を加える。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

第十一条の見出しを「(被告適格等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

処分又は裁決をした行政庁(処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。)が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しななければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

第十一条第二項中「前項の規定により被告とすべき」を「前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

第十一条に次の三項を加える。

4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴

状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

第十二条第一項を次のように改める。

取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十二条に次の二項を加える。

4 国又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該

他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

第十四条第一項中「三箇月以内に提起しなければならない」を「六箇月を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項及び前項の期間」を削り、「あつたときは」の下に「処分又は裁決に係る取消訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する」を「前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四条第四項を同条第三項とする。

第二十三条第一項中「他の」を「処分又は裁決をした行政庁以外の」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(釈明処分の特則)

第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明確にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託

すること。

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託すること。

第二十五条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

第二十六条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「前条第五項から第八項まで」に改める。

第三十三条第一項中「当事者たる」を「処分又は裁決をした」に改める。

第三十七条の次に次の見出し及び四条を加える。

(義務付けの訴えの要件等)

第三十七条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるために適当な方法がないときに限り、提起することができる。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案す

るものとする。

3 第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

一 当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。

二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3 第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従う。

一 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

二 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え

4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないで行なわれなければならない。

5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。

6 第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができ、この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。

7 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止めの訴えの要件)

第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。

3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとき、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条において「仮の義務付け」という。)ができる。

ことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとき、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること(以下この条において「仮の差止め」という。)ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

第三十八条第一項中「第二十四条まで」を「第二十三条まで、第二十四条」に改め、「抗告訴訟」の下に「二」を加え、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条の二、第二十五条」に改め、「訴え」の下に「二」を加える。

第四十条第一項を次のように改める。
法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。

第四十条第二項中「規定は、」の下に「法令に」を、「当事者訴訟に」の下に「二」を加える。
第四十一条第一項中、「当事者訴訟に」を、「当事者訴訟において、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出について」に改める。
第四十五条第四項中「争点に関し」を「争点について第二十三条の二及び」に、「裁判に関し」を「裁判について」に改める。

本則に次の一条を加える。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六條 行政庁は、取消訴訟を提起すること
ができる処分又は裁決をする場合には、当該処
分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を
書面で教示しなければならない。ただし、当該
処分を口頭でする場合、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告と
すべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期
間

三 法律に当該処分についての審査請求に対す
る裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴
えを提起することができない旨の定めがある
ときは、その旨

行政庁は、法律に処分についての審査請求に

対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起するこ
とができる旨の定めがある場合において、当該
処分をするときは、当該処分の相手方に対し、
法律にその定めがある旨を書面で教示しなけれ
ばならない。ただし、当該処分を口頭でする場合
は、この限りでない。

三 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は
形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規
定によりその法律関係の当事者の一方を被告と
するものを提起することができる処分又は裁決
をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に
対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければ
ならない。ただし、当該処分を口頭でする場合
は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十二条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条第三号及び第四十五条の規
定 行政機関の保有する個人情報保護に関
する法律等の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施
行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅
い日

二 附則第四十八条中独立行政法人等の保有す
る情報の公開に関する法律(平成十三年法律
第百四十号)第二十三条第二項の改正規定
行政機関の保有する個人情報保護に関する
法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律の施行の日

(経過措置に関する原則)

第二条 この法律による改正後の規定は、この附
則に特別の定めがある場合を除き、この法律の
施行前に生じた事項にも適用する。ただし、こ
の法律による改正前の規定により生じた効力を
妨げない。

(被告適格に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に係属している抗
告訴訟(この法律による改正後の行政事件訴訟
法(以下「新法」という。))第三条第一項に規定す
る抗告訴訟をいう。)並びに民衆訴訟(新法第五
条に規定する民衆訴訟をいう。)及び機関訴訟
(新法第六条に規定する機関訴訟をいう。)のう
ち処分(新法第三条第二項に規定する処分をい
う。以下同じ。)又は裁決(同条第三項に規定す
る裁決をいう。以下同じ。)の取消し又は無効の
確認を求めるものの被告適格に関しては、新法

日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第十一條、第二十三條第一項及び第三十三條第一項（これらの規定を新法第三十八條第一項（新法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は新法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）並びに附則第十八條の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）第十九條の十四第一項、附則第三十六條の規定による改正後の国税通則法（昭和三十一年法律第六十六號）第一百六條第一項、附則第四十三條の規定による改正後のたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八號）附則第二十三條及び附則第四十四條の規定による改正後の塩事業法（平成八年法律第三十九號）附則第三十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（出訴期間に関する経過措置）

第四條、この法律の施行前にその期間が満了した処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する経過措置）

第五條、この法律の施行前にされた処分又は裁決については、新法第四十六條の規定は、適用しない。

（砂防法等の一部改正）

第六條、次に掲げる法令の規定中「三箇月」を「六箇月」に改める。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九號）第四十三條第一項

二 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十號）第五十條第四項

三 運河法（大正二年法律第十六號）第四條第五項及び第十五條第三項

四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七號）第四十四條第一項

五 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九號）第十三條第二項

六 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四號）第二十三條第一項

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 平成十六年四月二十七日

七 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三號）第八條第五項

八 水路業務法（昭和二十五年法律第二百一十五號）第三項

九 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十號）第二十條第六項

十 港灣運送事業法（昭和二十六年法律第六百一十號）第十八條の三第三項

十一 氣象業務法（昭和二十七年法律第六百六十五號）第四十條第三項

（供託法及び不動産登記法の一部改正）

第七條、次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項乃至第六項」を「第三十四條第二項乃至第七項」に改める。

一 供託法（明治三十二年法律第十五號）第一条ノ八

二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四號）第五十七條ノ二

（陸上交通事業調整法等の一部改正）

第八條、次に掲げる法律の規定中「三月」を「六月」に改める。

一 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一號）第十條第一項

二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七號）第二十七條第三項

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九號）第十條の十一の六第一項ただし書

四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九號）第八十五條の三第一項ただし書

五 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五號）第五十條第九項

六 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一號）第八十三條第二項

七 電氣事業法（昭和三十九年法律第七十號）第三十三條第一項

八 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十號）第十四條第一項及び第十七條第一項

九 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八號）第十五條の十二第一項ただし書

十 著作権法（昭和四十五年法律第四十八號）第七十二條第一項

十一 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九號）第八條第四項

十二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八號）第四條第七項

十三 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二號）第十條第九項

十四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一號）第十七條第一項

十五 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二號）第四條第二項

十六 電氣通信事業法（昭和五十九年法律第八十六號）第三十五條第八項

十七 鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二號）第二十二條第九項

十八 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一號）第九條第四項

（地方自治法の一部改正）

第九條、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

第九十六條第一項第十二号中「訴えの提起」の下に「（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分又は同法第三項に規定する裁決をいう。以下本号、第五十條の二、第九十二條及び第九十九條の三第三項において同じ。）に係る同法第十一條第一項（同法第三十八條第一項）同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第五十條の二、第九十二條及び第九十九條の三第三項

において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）を、「和解」の下に「（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）を加える。

第九十五條の次に次の一条を加える。

第九十五條の二 普通地方公共団体の議会は議長長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第九十六條の次に次の一項を加える。

第九十六條の二 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監督委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第九十九條の三第三項中「及び」の下に「次項又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

代表監督委員又は監督委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監督委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百五十條の二第二項中「及び」の下に「次項又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第二百五十條の二 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監督委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百五十一條の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

第二百五十一條の五第八項中「第十一条第一

項、第二百五十二條第一項」を加える。

第二百五十一條の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

第二百五十一條の五第八項中「第十一条第一

項、第二百五十二條第一項」を加える。

第二百五十一條の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

第二百五十一條の五第八項中「第十一条第一

項、第二百五十二條第一項」を加える。

第二百五十一條の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

第二百五十一條の五第八項中「第十一条第一

項、第二百五十二條第一項」を加える。

第二百五十一條の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

第二百五十一條の五第八項中「第十一条第一

項本文、第十二条を「第十一条に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とする。」

第二百五十二条第一項各号列記以外の部分中「行政庁の下に」(都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなければならぬ。

第二百五十二条第四項中「第十一条第一項本文、第十二条を」を「第十一条に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。」

(国の利害に係る訴え)の訴えについての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正

第十条 国の利害に係る訴えについての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行政庁を当事者又は」を、「当該行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第四十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による国を被告とする訴え又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同条第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。

第六条の二第二項中「地方公共団体の」を「行政事件訴訟法第四十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴え又は地方公共団体の」に改め、同条

第三項中の「行政庁を当事者又は」を「当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは」に改める。

(消防法の一部改正)

第十一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「以内に提起しなければならない」を「を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第六條第二項を削る。

(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「三箇月」を「六箇月」に、「訴え」を「訴え」に改める。

一 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四十九号)第十五条第五項

二 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第七十一条第四項

三 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十一条第四項

四 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第六十九條第六項

五 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十九條第六項

六 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四十五條第三項

(労働組合法の一部改正)

第十三条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の四」を「第二十七條の五」に改める。

第二十七條第七項中「第十二條第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第四章中第二十七條の四を第二十七條の五とし、第二十七條の三を第二十七條の四とし、第二十七條の二を第二十七條の三とし、第二十七

条の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)

第二十七條の二 地方労働委員会は、その処分(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいう。)に係る同法第四十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴えについて、当該都道府県を代表する。

(漁業法の一部改正)

第十四条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第九項中「九十日」を「六月」に改める。

第二百二十五條第十四項中「九十日」を「六月」に、「訴え」を「訴え」に改める。

第三百三十五條の二の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)

第三百三十五條の三 漁業調整委員会(広域漁業調整委員会を除く。)又は内水面漁場管理委員会(その処分(行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第四十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴えについて、当該都道府県を代表する。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第十五条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「訴え」を「訴え」に改め、同項ただし書中「三箇月」を「六箇月」に改める。

(相続税法の一部改正)

第十六条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項ただし書中「当該住所」を、「当該住所」に改め、「これらを被告として」を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第十七条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「訴え」を「訴え」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三箇月」を「六箇月」に改める。

第十八条 地方税法の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第十九條の十四第一項中「となつた地方団体の長又は第三條の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長」を「である地方団体」に改める。

第四百三十四條の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)

第四百三十四條の二 固定資産評価審査委員会(固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第四十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による市町村を被告とする訴えについて、当該市町村を代表する。

(地方公務員法の一部改正)

第十九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

(抗告訴訟の取扱い)

第八條の二 人事委員会又は公平委員会は、人事委員会又は公平委員会の行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第四十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴えについて、当該地方公共団体を代表する。

(鉱業法の一部改正)

第二十条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二第五項中「三箇月」を「六箇月」

に改める。

第九十七条の見出し中「訴を」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴を」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴を」を「訴え」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第二十一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項から同条第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるかを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十二條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

(抗告訴訟の取扱い)

第三十二條 農業委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同法第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

第三十三條 削除

(土地収用法の一部改正)

第二十三條 土地収用法(昭和二十六年法律第二

百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の次に次の一條を加える。

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十八條の二 収用委員会は、収用委員会の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)又は第六十四條の規定により会長若しくは第六十條の二第二項に規定する指名委員がする処分に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

第九十四條第九項中「第三百三十三條第一項」を「第三百三十三條第二項」に、「訴を」を「訴え」に改める。

第二百四條の二中「第三百三十三條」を「第三百三十三條第二項及び第三項」に改める。

第三百三十三條第二項中「訴を」を「訴え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「訴を」を「訴え」に、「三月」を「六月」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

収用委員会の裁決に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月の不变期間内に提起しなければならない。

第三百三十四條中「前条を」を「前条第二項及び第三項」に、「訴を」を「訴え」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二十四條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條を「六月」に、「訴を」を「訴え」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第三百三十三條」を「第三百三十三條第二項及び第三項」に改める。

第二十九條第一項中「第三百三十三條第二項」を「第三百三十三條第三項」に改める。

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第二十五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第三百三十三條」を「第三百三十三條第二項及び第三項」に改める。

第二十九條第一項中「第三百三十三條第二項」を「第三百三十三條第三項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正)

第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「訴を」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴を」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴を」を「訴え」に改める。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)

第二十七條 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「訴を」を「訴え」に改め、同条第一項中「九十日」を「六月」に、「訴を」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴を」を「訴え」に改める。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第二十八條 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の見出し中「行政手続法」を「行政手続法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律に基づいて行つた処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條

第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る抗告訴訟(同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)については、同法第十二條第四項及び第五項(これらの規定を同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第二十九條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「訴を」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴を」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴を」を「訴え」に改める。

(警察法の一部改正)

第三十條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九條」を「第八十一條」に改める。

第七十九條を第八十一條とし、第七十八條の二を第七十九條とし、同条の次に次の一項を加える。

(抗告訴訟等の取扱い)

第八十條 都道府県公安委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)若しくは裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。)又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第三十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条を次のように改める。

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十六条 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)若しくは裁判(同条第三項に規定する裁判をいう。以下この条において同じ。)又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁判に係る同法第十一条第一項(同法第三十八條第一項(同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(自然公園法等の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「起算して三月を」を「六月に改める。

一 自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第五十三条第一項

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三十四條第一項

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十四條第四項

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十二條第四項

(水道法の一部改正)

第三十三条 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第六項及び第四十二條第五項中「起

算して」を削り、「訴え」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第三十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「当該訴え」を「当該訴え」に、「第三項」を「第二項」に、「により訴え」により訴え」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第三百三十三條第一項」を「第三百三十三條第二項及び第三項」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第三十六条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第一百六条第一項中「となつた税務署長又は税関長」を「である国」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第三十七条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

第五十七条第一項中「期間を」の下に「書面で」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条第二項から第六項まで」を「第三十四条第二項から第七項まで」に改める。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五

号)第一百九条

二 債權譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四号)第十五条

三 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十六条

(後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における後見登記等に関する法律第十五条の規定の適用については、同条中「第三十四条第二項から第六項まで」とあるのは、「第三十四条第二項から第七項まで」とする。

(河川法等の一部改正)

第四十条 次に掲げる法律の規定中「起算して」を削る。

一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四十二条第五項

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第一百条第六項及び第二百三十三條第二項ただし書

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百四十六條第六項及び第二百四十七條第二項ただし書

四 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第八十三條第六項

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

「第三章 不服申立て等

目次中 第一節 諮問等(第十八条―第二十條)

第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一條―十一條)に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第四十一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項ハ中「申立て」の下に「又は仮の義務付け若しくは仮の差止め申立て」を加え、同表一七の項ホ中「取消しの申立て」の下に「若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て」を加える。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第四十二条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第十四條第四項」を「第十四條第三項」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第四十三条 たばこ事業法の一部を次のように改正する。

附則第二十三條第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

(塩事業法の一部改正)

第四十四条 塩事業法の一部を次のように改正する。

附則第三十四條第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

「第三章 不服申立て等(第十八条―第二

例)を付し、同条第一項を削り、同条第二項中

「前項の規定により」を「行政事件訴訟法昭和三十一年法律第三十九号」第十二条第四項の規定により同項に規定する」に、「訴え」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）」に、「であつて」を「においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず」に、「情報公開訴訟」を「開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）」に、「場合において」を「ときに」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十六条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二条第一項から第三項まで」とする。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）
第四十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三月」を「六月」に改める。
第三十三条第一項中「起算して三月」を「六月」

に改める。
（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）
第四十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

「第三章 異議申立て等」
目次 第一節 諮問等第十八条第二十号
第二節 訴訟の管轄の特例等第二十一条
「第一章」に改める。
第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出しとして「（訴訟の移送の特例）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する」に、「訴え」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）」に、「であつて」を「においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず」に、「情報公開訴訟」を「開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）」に、「場合において」を「ときに」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）
第四十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）
第四十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）
第四十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。
（行政事件訴訟法の一部改正）
第二十三条の二 行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表年金資金運用基金の項を削る。
（検討）
第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由
行政事件訴訟につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）
第四十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）
第四十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月二十一日印刷

平成十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局